

令和7年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書

令和8年7月21日
関東地方整備局
コンプライアンス推進本部

1. はじめに

高知県内における入札談合事案に関し国土交通本省が公表した調査報告書を受け、関東地方整備局では、コンプライアンス活動について組織的かつ総合的な取組を推進するため、「関東地方整備局コンプライアンス推進指針」を定め、「関東地方整備局コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)が中心となって、「関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」(以下「アドバイザリー委員会」という。)の意見を踏まえ、「関東地方整備局コンプライアンス推進計画」を毎年度策定し、継続した取組を行うこととしている。

本報告書は、令和7年3月18日付けで策定した「令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」(以下「推進計画」という。)の各推進施策に係る取組の実施状況及びそれに対する評価について報告するものである。

2. 推進本部会議・アドバイザリー委員会等の開催について

令和7年度においては、推進本部会議を12回、アドバイザリー委員会を2回開催した。

☞ 別紙1

3. 推進施策の実施状況と評価

※実線枠内は R7 推進計画の記述

(1) 職員等の意識の徹底

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i) 組織のトップによるコンプライアンスの推進等

局長をはじめ、事務所、管理所及び関東道路メンテナンスセンター(以下「事務所等」という。)の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンスの強い意識を継続して表明することにより、職員の意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、事務所等視察などの機会をとらえ、意見交換等により現場職員と率直なコミュニケーションを図る。

【実施状況】

コンプライアンスの強い意識の表明については、年度当初(4月1日)の「コンプライアンスの日」において、「局長からのコンプライアンス推進表明」としてイントラネットやポップアップに掲載することにより、個々の職員に対するコンプライアンスの意識付け、向上を図った。

☞ 別紙2

また、業務執行に関する違法行為によって受ける懲戒処分や刑事罰について、推進本

部会議や入札・契約に関する会議等の場で、随時、注意喚起した。

各部署においては、年度当初の幹部会でコンプライアンスに関する訓示・講話等を実施するとともに、発注者綱紀保持や倫理の保持について、幹部会等の機会を捉えて随時、指導・注意喚起した。

さらに、真に風通しの良い職場環境づくりの推進のため、推進本部員による現場職員との意見交換では、対象とする役職・階層・職種等を工夫し、率直なコミュニケーションを図り、職場の課題は共有され、解決に向けた取組が行われた。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

局長はじめ、各事務所等の組織のトップが、自身の前向きな意識を職員に伝えることで、職員の意識向上が期待され、推進本部員が現場職員と意見交換を行うことは、「1. 基本方針」の「誰とでも相談できる『風通しのよい魅力ある職場づくり』」にも寄与するため、今後も積極的な実施を継続する。

ii) 危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、コンプライアンス講習会等（コンプライアンス講習会、コンプライアンス講義、巡回コンプライアンス講習会又はコンプライアンス・ミーティングをいう。以下同じ。）や会議の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有を図る。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会では、身近な事例を用いた講義を、外部講師等により実施した。

☞ 別紙4

また、事務所巡回コンプライアンス講習会では、コンプライアンス・ミーティングを、原則対面で、所属横断的に、実際に想定しうる場面での具体的対応を考える内容で意見交換を実施した。

☞ 別紙5

さらに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングについて、適正業務管理官から発信するテーマのほか、独自のテーマやイントラネットに掲載されている過去の題材を用いても良いとすることにより、各部署の実情に合わせたテーマ設定による意見交換をもって実施した。

☞ 別紙3・6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

本項目に寄与する、各施策の取組の拡充を継続する。

iii) 不当な働きかけに対する対応の周知

職員に対し、コンプライアンス講習会等を通じて、「発注者綱紀保持規程」(平成19年4月16日関東地方整備局訓令第11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」と、「発注者綱紀保持マニュアル」(平成19年10月16日関東地方整備局発注者綱紀保持委員会決定)に定める「不当な働きかけの定義」について、十分な周知を図る。

また、発注者綱紀保持に限らず、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を受けた場合における本局又は上部機関等への報告、情報共有の徹底を図る。

【実施状況】

「不当な働きかけの定義」及び「不当な働きかけに対する対応」については、整備局主催の基幹研修のカリキュラムとして実施するコンプライアンスのテキストに掲載し、適正業務管理官が、講義において事例とともに説明し、周知を図ったほか、適正業務管理官、港政調整官等は、事務所巡回コンプライアンス講習会においても同様に実施した。

☞ 別紙5・7

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

本項目に寄与する、各施策の取組の拡充を継続する。

② 発注者綱紀保持の徹底

i) 職員に対する徹底

発注者綱紀保持の重要性、特に、事業者との接触ルール、情報管理、違法行為による刑事上、行政上又は民事上のペナルティ等について、コンプライアンス講習会等に加え、副所長会議や担当課長会議等の契約・発注担当職員が会する会議の場において周知徹底する。また、発注情報に接する機会が多い本局の幹部及び事務所等の長に対しても、確実に周知徹底する。

【実施状況】

事業者との接触ルール及び入札談合等関与行為防止法違反に関する処分等については、整備局主催の基幹研修におけるコンプライアンス講義、巡回コンプライアンス講習会のテキストに掲載し、講義を行い意識付けを図ったほか、コンプライアンス・ミーティングの題材にするとともに、公正取引委員会から講師を迎えた講習会を実施した。

☞ 別紙4・5・6・7

また、副所長・総務課長会議及び経理担当課長等会議においても発注者綱紀保持について、周知した。

☞ 別紙8

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

今後も引き続き発注情報の管理の重要性について周知徹底を図る。また、新規採用等若手職員に対しては第1四半期におけるコンプライアンスミーティングを活用するなど早期の意識付けを図る。

ii) 事業者に対する周知

工事及び業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組の趣旨及び内容並びに入札談合を行った場合のペナルティについて、競争参加資格認定通知書を送付する際や事業者団体との意見交換の際又は入札契約に係る説明会の際あるいは受注者を一堂に会した会議等の場において周知する。

【実施状況】

本局においては、令和7・8年度有資格業者へ認定通知を送付する際、整備局のコンプライアンスの取組の内容並びに入札談合を行った場合のペナルティ及びその強化について記載した文書を同封し、周知徹底を図った。

また、事務所等においては、工事安全協議会及び事業者団体等との意見交換会において、コンプライアンスの取組を周知するとともに協力を依頼した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 本局が主導する取組

職員のコンプライアンス意識の維持及び向上のため、以下のような取組の実施をもって、組織全体のコンプライアンスレベルの維持及び向上も図る。

i) 「関東地方整備局コンプライアンス週間・コンプライアンスの日」の実施

コンプライアンスの取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月初旬の一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として各種取組を実施する。

また、毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」として、各種セルフチェック等をポップアップ等にて掲示する。

【実施状況】

「コンプライアンス週間」においては、PC起動時のポップアップ画面から発注者綱紀保持セルフチェック、講習会へ誘導し、多くの職員の実施・参加を促した。

また、「コンプライアンスの日」においては、各種セルフチェック等をポップアップ画面に加えてイントラに掲載するなど実施率の向上を図り、定期的に啓発を行った。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の内容等の工夫を図る。

より多くの職員が参加できるよう、今後も取り組みやすくするための効果的な工夫を図るとともに、各種セルフチェック等については、正答率の低かったものについて補足解説資料を作成、周知するなど、今後も理解度向上のための工夫を図る。

ii) コンプライアンス講義の実施

整備局主催の研修においてコンプライアンス講義を実施する。その内容は、時勢や研修目的と関連づけた講義とする等により、職員の理解が深まるよう考慮する。

【実施状況】

適正業務管理官等は、整備局主催の基幹研修において、コンプライアンスに関する講義を実施した。講義では、直近に発生した不祥事等事案を取り上げ、受講者の興味を引くよう考慮したほか、研修の対象職種に応じて説明を変更するなどの取組を行った。また講義の聴講だけでなく班別討議などの参加型の講義を増やして実施した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

iii) コンプライアンス講習会の実施

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、四半期に1回、コンプライアンス講習会を実施する。但し、文書・情報管理月間、国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間等関連する他の取組と兼ねることやコンプライアンス・ミーティングのテーマとすること等により、受講率の向上と職員の負担軽減を図る。

特に、年度最初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施する。

また、確実な受講を図るため、イントラネット上でコンプライアンス講習会のテキストの掲載や録画映像のオンデマンド配信を行う。

なお、開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師を積極的に招聘するなど、講師の選任に配慮する。

【実施状況】

四半期毎に実施する本局主催のコンプライアンス講習会において、外部講師等による講習会を実施した。

外部講師については、これまで講義を依頼していた、公正取引委員会（官製談合防

止)、発注者綱紀保持担当弁護士(ハラスメント防止)に加え、令和4年度に発覚した北海道開発局の不適切事案の調査、再発防止策策定に携わった北海道開発局首席監察官(当時)を起用した。

講習会については、講師の了解を得た上で、web形式で実施、さらに、講習会資料及び映像については、イントラネットに掲載し、講習会当日に参加できなかった職員が受講できるようにするとともに、当日受講した職員も、再度講習内容を確認できるようにした。

また、関連する他の取組(公務員倫理やハラスメント防止等)と兼ねるなど、受講率の向上及び職員の負担軽減を図った。

📄 別紙4

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

引き続き、関連する他の取組(公務員倫理やハラスメント防止等)と兼ねる、講習会の内容をコンプライアンス・ミーティングのテーマとする等、工夫することにより更なる受講率の向上及び職員の負担軽減を図る。

講習会映像や資料のイントラ掲載は、より多くの職員の参加が可能となることから、今後も継続して行う。また、講義内容の区切り等で録画データを分割する等、業務の合間等により視聴しやすい工夫を図る。

iv) 巡回コンプライアンス講習会の実施

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性について理解が深まるよう、事務所等に対し、国土交通省における過去の不正事案の発生経緯、再発防止策等を解説する巡回コンプライアンス講習会を実施する。

【実施状況】

適正業務管理官、港政調整官及び一部コンプライアンス指導者も参加し、事務所巡回コンプライアンス講習会を実施した。複数事務所合同で所属横断的に対面での班別討議、事務所幹部による意見交換を実施した。

📄 別紙5

【評価】

取組は、確実に実施されている。次年度は、事務所を巡回する実施方法を見直すことにより、「巡回コンプライアンス講習会の実施」の項目は廃止する。

ただし、発注者綱紀保持の重要性について理解を深めるための取組は、「コンプライアンス講習会」の項目に統合し、より実効性のある取組として継続する。

v) コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校主催「コンプライアンス指導者養成研修」を修了した職員をコンプライアンス指導者として任命し、各部署でのコンプライアンスの取組を支援する。

【実施状況】

令和4年度に策定、施行した関東地方整備局コンプライアンス指導者任命要領に基づき、コンプライアンス指導者養成研修(国土交通大学校主催)の修了者4名(事務官2、技官2)を新たに任命し、コンプライアンス指導者は令和7年度末で26名となった。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

vi) 公務員倫理の徹底

職員の倫理意識の浸透を図るため、国家公務員倫理月間で実施する取組の周知等を行う。

【実施状況】

倫理保持のための研修として、全職員(非常勤職員含む)に対し、国家公務員倫理審査会作成の自習用教材によるeラーニング研修を実施した。また、「国家公務員倫理月間ポスター」の掲示や全職員に対して啓発用資料をメール送信等により配布し、相談・通報窓口の積極的な活用についても周知した。

その他、倫理管理官(局長)から幹部職員・管理職員に対し、倫理保持に関する注意喚起及び一般職員に対する職員としての心構えなどについてメッセージを発信した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

vii) 各部署における取組の実効性向上を図るための情報等の提供

適正業務管理官は、各部署での取組を支援し、確実な実施や実効性の向上を図るため、メールやイントラネットにより以下のような情報提供を行う。

- (ア)コンプライアンス・ミーティングの題材や公務員の不祥事等(好事含む)事例
- (イ)講習会録画等映像教材のオンデマンド配信やDVDの貸出
- (ウ)その他、コンプライアンス取組資料・取組手法等の紹介

【実施状況】

適正業務管理官は、各事務所等の取組支援、マンネリ化防止対策として、公務員の不祥事等事例の配信、コンプライアンス・ミーティングの題材の提供、資料 DVD の貸出、映

像教材の配信等の取組を実施した。

また、推進本部会議における各事務所の取組紹介についてはイントラネットに掲載し、情報提供を行った。

☞ 別紙6

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続するが、より一層の工夫を図る。

不祥事等事例の紹介と併せ、紹介した事例に関連した又は時期に適した内容の、各部署での注意喚起の参考となる資料等の提供を行う。

④ 各部署における取組

各部署においては、自律的・自発的な創意工夫も採り入れ、職員間で意見交換・意見共有する等により、以下及び独自の取組を実施し、実効性の確保を図る。

i) 所内会議における情報提供

定例会議等の所内会議を通じて、本局からのコンプライアンスに関する情報の提供、各所属からの報告等を共有することにより、コンプライアンス意識の維持及び向上を図る。

【実施状況】

各部署における定例会議等で、「公務員の不祥事等事例」など、本局から提供される情報の紹介の他、部署内各所属の情報を共有した。時には、事務所長自らメール等で情報発信し、所属職員のコンプライアンス意識向上を図った。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

ii) コンプライアンス・ミーティングの実施

身近な問題をテーマ(各部署独自作成可)としたコンプライアンス・ミーティングを四半期に1回以上実施し、職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘み取る組織風土を醸成する。実施にあたっては、適宜所属横断的(事務所等・課混合、役職・階層・職種別等)に職員を組み合わせる等の工夫を施す。

【実施状況】

所属長等からの片方向での情報提供のみではなく、職員間での意見交換・意見共有が図れるよう、幹部会等で各所属からの意見等を共有するなど工夫した。また、ミーティングのテーマをより職員に身近で適時なものとするなど、工夫して実施した。

☞ 別紙3

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

iii) コンプライアンス指導者の活用

各部署で実施するコンプライアンスの取組において、コンプライアンス指導者を積極的に活用する。

【実施状況】

一部巡回コンプライアンス講習会における講義の実施、コンプライアンス・ミーティングへの参加、支援を行った。

☞ 別紙5

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

今後も引き続き具体的な活動内容について検討を行う。

iv) 取組のフォローアップ

所属長は、各種取組は業務の一環であることを職員に理解させる。その上で、少なくとも四半期に1回以上、コンプライアンス講習会等に参加させ、特に発注者綱紀保持に関しては、年1回以上、コンプライアンス講義、コンプライアンス講習会又は巡回コンプライアンス講習会に参加させる。やむを得ず参加できない職員に対しては、イントラネット上のコンプライアンス講習会の録画映像等を活用し、一堂に会する場を設けるなどで確実な実施を図る。

【実施状況】

職員が四半期に1回以上コンプライアンス講習会等に参加し、特に発注者綱紀保持に関する講習会等については年1回以上参加するよう、所属長は職員の実施状況を把握し、未実施者を一堂に会する場を設けて実施するなどのフォローアップをして確実な実施を図った。

また、講習会等実施後のアンケート結果等を以後の取組に活用し、理解の定着、理解度の向上を図った。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(2) 情報セキュリティの徹底

① 適正な公文書等管理の徹底

「公文書等の管理に関する法律」(平成 21 年法律第 66 号)、「国土交通省行政文書管理規則」(平成 23 年 4 月 1 日国土交通省訓令第 25 号)等に基づき、公文書の作成、整理、保存、廃棄又は移管の各段階における職員の役割等について、講習会等より繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正な公文書等管理の徹底を図る。

【実施状況】

文書管理者への対面研修や全職員へのeラーニングのほか、整備局主催研修において講義を行い、文書管理に対する知識の習得・向上を図ったほか、毎月 23 日に実施している「国土交通省文書の日」にポップアップを表示し、文書管理に関する周知や自己点検シートを実施することにより、一層の意識啓発を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② システム情報管理の徹底

「国土交通省情報セキュリティポリシー」(平成 18 年 4 月 19 日国土交通省情報化政策委員会決定)、「関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書」(令和 6 年 3 月 15 日関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会決定)等に従い、以下のような情報の格付け等について、教育資料をイントラネットに掲載する等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正なシステム情報管理の徹底を図る。

- i) 職員が情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な情報の格付けを決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うこと。
- ii) 秘密文書に当たる機密性 3 情報は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用した情報管理を行うこと。

【実施状況】

情報セキュリティについては、教育資料をイントラに掲載して周知する他、国土交通省情報セキュリティポリシーに基づき、講習や情報セキュリティ対策の自己点検を実施し、現状の把握と注意喚起を行った。

また、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンスの日のセルフチェックの題材として実施し、徹底を図った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③入札契約に係る情報管理の徹底

「発注者綱紀保持規程」に定める情報管理総括責任者は、年度始めに所属職員へ向け、また契約・発注担当職員が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について周知徹底する。特に、新たに発注事務に携わる職員に対しては確実に行う。

また、情報管理責任者は、「発注者綱紀保持マニュアル」に定められた発注事務に関する情報の管理（積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手続運営委員会資料のマスキング等）を徹底する。

【実施状況】

第1四半期のコンプライアンス・ミーティングについて、発注事務に関する秘密の発注担当職員以外への教示をテーマに「発注事務に関する情報の適切な管理」を題材として実施した。また、契約・発注担当職員が会する会議等情報管理の徹底について周知を行った。

なお、管理状況については、別途、監査等において把握している。

☞ 別紙6、8

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

④個人情報保護の徹底

「国土交通省保有個人情報等管理規程」（平成 17 年4月1日付け国総情企第 89 号）、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」（平成 27 年 12 月 24 日付け国総情政第 329 号）、「（改正）関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」（令和 4 年 4 月 28 日付け国関整総第 14 号）等に基づき、行政文書の誤郵送、電子メールの誤送信、官貸与のパソコンや携帯電話等の紛失をはじめ、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止の重要性について、講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、保有個人情報の適切な管理を徹底する。

【実施状況】

本局幹部会等において、携帯電話の紛失防止、行政文書等の誤送付及び電子メールの誤送信等防止、個人情報にかかるパスワードの適切な管理等について、注意喚起を行っている。また、各種会議や研修等の場を活用し、周知徹底を図っている。

令和7年度については、漏洩発生時の対応について、報告時の不備等があり、個人情報保護委員長より大臣あて指導書が発出されたことを受けて、「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について（通知）」を一部改正し、迅速な事実確認と報

告が行われるよう、対応フロー等への加筆を行っている。

また、他省における特定個人情報を含むメールの誤送信の事案を受けて、マイナンバー等の特定個人情報を取り扱う所属へ注意喚起を行っている。

保有個人情報の管理状況については、別途、監査等において把握している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

⑤ 持ち出しパソコンの適正利用の徹底

「持ち出し PC 利用マニュアル」に定める、官貸与パソコンの持ち出し利用条件、デバイス紛失時・破損時の対応及び持ち出し利用手順等について、イントラネットに掲載する等により周知し、職員の理解を向上させ、持ち出しパソコンの適正利用の徹底を図る。

【実施状況】

「持ち出し PC 利用マニュアル」をイントラに掲載して周知している。また、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンスの日の簡易セルフチェックにおいて、持ち出しパソコンの利用条件や持ち運び時の留意事項、紛失時の対応等を題材とすることで、職員の理解の向上、適正利用の徹底を図った。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(3) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持等

情報漏洩防止を図るため「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」等に従い、以下のような取組を継続し、適正な執務環境を保持する。

- i) 入室制限の周知
- ii) オープンな応接場所の確保
- iii) 副所長室の可視化又は相部屋化

【実施状況】

各事務所等は、庁舎入口及び各執務室入口に入室制限の掲示を行い、情報漏洩の防止を図っている。

また、職員が事業者等と対応する際の公正性・透明性を確保するため、執務室外に事業者対応用のオープンスペースを設けている。執務室外に十分なスペースがない場合は、執務室内の他の職員から見える場所に打合せテーブルを配置している。

本局及び一部の事務所等では、来庁者に来庁者カードを貸与・携行させ、職員が来庁者を目視確認できるようにしている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

② ハラスメントの対策

セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント等に関する職員からの相談に対応するため、人事院規則等に基づき、相談体制を整備し、その周知を図る。

また、各種研修や「ハラスメント防止週間」の取組等を通じて、ハラスメントの対策の重要性について周知徹底し、職員一人一人が意識をもって行動することでハラスメントの無い職場環境を生み出し、職員がその能力を充分に発揮できるような良好な勤務環境を確保する。

【実施状況】

各所属にハラスメント全般を相談できるハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を任命しており、全相談員を対象として、相談員として必要なハラスメント全般に関する知識の理解を深めるとともに、具体的な事例を題材とした班別討議・ロールプレイを通じて、役割や心構え等を習得させるための研修を実施した。また、相談員の一覧をイントラネットに掲載し、職員に周知を図った。このほか、インターネットによるハラスメント相談窓口も設けており、イントラネットに掲載し、職員に周知している。

国家公務員ハラスメント防止週間においては、「国家公務員ハラスメント防止週間ポスター」の掲示や、人事院作成の「ハラスメントの防止 自習用研修教材」を活用して全職員を対象としてeラーニング研修を実施するなど、ハラスメントの防止及び対策の重要性についての周知・啓発等を集中的、網羅的に実施した。

なお、適正業務管理官からは、令和8年2月29日に令和7年度第4回コンプライアンス講習会として、阿部記念法律事務所 弁護士 阿部 鋼 氏（発注者綱紀保持担当弁護士）を講師に招き「『コンプライアンス違反を起こさないためにできること』—企業不祥事の抑止との比較の視点から IX ～ — パワハラ防止と紛争事例（裁判例他）—」を開催した。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

③ 外部報告窓口の活用

「発注者綱紀保持規程」に基づき、外部通報窓口を設置する。

外部通報窓口は、発注者綱紀保持に関する報告のほか、国家公務員倫理及び各種ハラスメントに関する報告等、コンプライアンス違反に該当する又は該当すると思料される事実に関する報告の窓口としても活用する。

【実施状況】

発注者綱紀保持に関する報告の他、法令違反と思料される行為やハラスメント等コン

プライアンス違反に関する報告も、外部窓口により受け付けができるよう弁護士に委嘱している。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

(4) 地方公共団体に対する国家公務員倫理法等への理解及び協力依頼

関係地方公共団体職員に対して国家公務員の利害関係者との間での禁止行為等について、機会ある毎に文書を提示する等により周知を図り、理解及び協力を得ることにより職員の国家公務員倫理等の保持の実効性を高める。

【実施状況】

地方公共団体職員等に向けた国家公務員倫理法・倫理規程に関する協力依頼の文書を関東地方整備局長名で発出し、職員が関係地方公共団体職員と面会する際に提示する、事務所受付付近に掲示する等により、利害関係者との間での禁止行為等にご理解とご協力を求めている。

【評価】

取組は、確実に実施されており、次年度も継続する。

4. 取組全般について

令和7年度の推進計画については、本局及び各事務所等とともに、総じて、当初計画どおりに進めることができた。

コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいては、できるだけ最新的话题を加え、また、自分事として捉えられる内容とすることとして実施し、令和4年度に発覚した北海道開発局の不適切事案をテーマとした講習会においては、事案の調査、再発防止策策定に直接携わった北海道開発局主席監察官(当時)を講師に迎えることで、より身近な題材で、自分にも起こり得る事案として、コンプライアンス遵守の重要性についての理解を深める機会とすることができた。(※P4～7 3.(1)③ i), ii), iii), iv), vii), P9 同④ iv)のとおり実施。)

コンプライアンス講習会については、講習会で扱った題材を、その後のコンプライアンス・ミーティングのテーマとして意見交換を行うなど、理解の定着、理解度の向上を図った。引き続き、取り組みやすさの工夫や、未実施者への所属長等からの直接の実施依頼など受講率の向上を図るとともに、講習会後のアンケートの結果や、セルフチェックの結果を活用し、理解度の向上を図る取組を実施していくこととしている。

また、巡回コンプライアンス講習会に替えて実施する取組としては、発注者綱紀保持に関する知識の付与や各種解説等は、オンライン・イントラを活用することで、職員の経験や役職の違い等を踏まえた複数の講習等を提供する。事務所を巡回することにより対面で実施していたコンプライアンス・ミーティングは、対象を事務所に限らず、本局職員も含めた所属横断のコンプライアンス・ミーティングとして実施することとしている。

さらに、ハラスメントの対策においては、これまでのセクシャル・ハラスメント等の対策に加

え、令和8年度から、カスタマーハラスメント防止対策に取り組む。職員がカスタマーハラスメントを受けることにより、正常に職務を遂行することを妨げられ、さらには、コンプライアンスに反する行為に及ぶことを防止するため、相談体制の整備や対応マニュアルの周知等を行うこととしている。

今後も職員のコンプライアンス意識を高く保ち続けるため、常に改善を加えるなど工夫をしながら、実効性を確認・高めることを意識し、各種取組を継続していくものとする。

以上

令和7年度 関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 及び 関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会 開催状況

【関東地方整備局コンプライアンス推進本部会議 開催状況】

第1回推進本部会議(R7.4.22)

- 議事：(1) 令和7年度コンプライアンス関係の主な取組(年間計画)
(2) 令和7年度コンプライアンス推進本部実施予定等について
(3) 事務所における具体的措置等の状況報告
(甲府河川国道事務所、荒川調節池工事事務所)

第2回推進本部会議(R7.5.20)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(荒川下流河川事務所、長野国道事務所)
(2) 令和6年度第4四半期コンプライアンス実施状況について
(3) 令和7年度第1回本局コンプライアンス講習会実施報告
(4) 令和7年度関東地方整備局コンプライアンス週間の実施について

第3回推進本部会議(R7.6.17)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(京浜港湾事務所)
(2) 令和7年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会審議事項の事前説明
・令和6年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(原案)について

第4回推進本部会議(R7.7.22)

- 議事：(1) 令和7年度コンプライアンス関係の主な取組
・令和7年度コンプライアンス関係の主な取組(年間計画)
・令和7年度コンプライアンス推進本部実施予定
(2) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川上流事務所、久慈川緊急治水対策河川事務所、常総国道事務所)
(3) 令和7年度第1回コンプライアンス・アドバイザー委員会 議事概要(案)
について
(4) 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第5回推進本部会議(R7.8.19)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(江戸川河川事務所、相武国道事務所)
(2) 令和7年度関東地方整備局コンプライアンス週間実施報告

第6回推進本部会議(R7.9.24)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(下館河川事務所、東京湾口航路事務所、宇都宮宮繕事務所)
(2) 令和7年度コンプライアンスの取組実施状況(第1四半期まで)

第7回推進本部会議(R7.10.21)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(横浜国道事務所、鹿島港湾空港整備事務所、国営常陸海浜公園事務所)
(2) 令和7年度第3回コンプライアンス講習会実施報告

第8回推進本部会議(R7.11.18)

- 議事：(1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川下流河川事務所、横浜港湾空港技術調査事務所)
(2) 令和7年度コンプライアンスの取組実施状況(第2四半期まで)

第9回推進本部会議(R7.12.23)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(利根川水系砂防事務所、首都国道事務所)
(2) 令和8年度コンプライアンス推進計画策定に向けて

第10回推進本部会議(R8.1.20)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(霞ヶ浦導水工事事務所、高崎河川国道事務所)
(2) 令和7年度コンプライアンス取組実施状況(中間報告)
(3) 令和8年度コンプライアンス推進計画素案

第11回推進本部会議(R8.2.17)

- 議事: (1) 事務所における具体的措置等の状況報告
(長野営繕事務所、鬼怒川ダム統合管理事務所)
(2) 令和7年度第2回コンプライアンス・アドバイザー委員会審議事項の事前説明
①[参考]令和7年度 関東地方整備局コンプライアンス報告書(中間報告)
②令和8年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について

第12回推進本部会議(R8.3.24)

- (1) 事務所等における具体的措置等の状況報告
(富士川砂防事務所、二瀬ダム管理所)
(2) 令和7年度第2回コンプライアンス・アドバイザー委員会
議事概要(案)について
(3) 令和8年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
(4) 関東地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの一部改正(案)について
(5) コンプライアンス指導者任命要領の一部改正(案)について
(6) 令和8年度コンプライアンス推進本部実施予定等について

【関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会開催状況】

◇委員の構成(五十音順、敬称略、令和7年4月1日現在)

委員長: 大野正英 麗澤大学 経済学部 教授
委員: 政木道夫 弁護士
委員: 三谷和歌子 弁護士
委員: 村野昭人 東洋大学 理工学部 教授
委員: 山田務 筑波大学 名誉教授

第1回委員会(R7. 6. 19～6. 24 各委員に個別に資料提示・説明)

出席者: 大野委員長、政木委員、三谷委員、村野委員、山田委員
議事: 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス報告書(案)について

第2回委員会(R8. 3. 6)

出席者: 大野委員長、政木委員、三谷委員、村野委員、山田委員
議事: (1) 令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画の取組状況
について(中間報告)
(2) 令和8年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画(案)について
(3) 関東地方整備局発注者綱紀保持マニュアルの一部改正(案)について

令和 7 年 4 月 1 日 局長からのコンプライアンス推進表明

関東地方整備局は、平成 24 年度に「関東地方整備局職員行動基準」、「関東地方整備局コンプライアンス推進のための基本事項」（以下、「職員行動基準等」）を策定しています。

これらは、国家公務員としての法令遵守義務に加え、モラルや倫理といった社会的常識の遵守、さらには当整備局に対する社会的要請への対応も含めた広い意味でのコンプライアンス活動を推進することで国民の信頼を確保し、職員の皆さんが自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを目的に策定されたものです。

これらを踏まえ、本局各部、事務所等においては、これまでもしっかりとコンプライアンス活動に取り組んできていただいていることに感謝します。

コンプライアンス活動については、繰り返し、継続して行い、重要性等を絶えず思い返し、意識することが重要であることから、昨年度より、毎月最初の勤務日を「コンプライアンスの日」として、定期的に意識の醸成・啓発を行っているところです。職員の皆さんからも、定期的な意識付けが必要との意見が寄せられており、令和 7 年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画（以下、「推進計画」）においても、引き続き実施することとしました。

また、「推進計画」の基本方針において「誰とでも相談できる風通しのよい魅力ある職場づくり」の推進を宣言しており、各所属で様々な形で意見交換等に取り組むことにより、コンプライアンスの推進につながっていくものと考えています。

新年度を迎え、156 名の新規採用職員を迎えるなど新しい体制になりましたので、改めて、役職にかかわらず、職員一人ひとりが、「職員行動基準等」並びに「推進計画」をしっかりと認識し、日常業務の中で実践していくこと、また、組織としても一人ひとりが正しい判断ができるように支援していくことを確実に行うとともに、風通しのよい魅力ある職場を構築し、当整備局の現場力、総合力を十分に発揮して、国民生活の安全と安心を守るという使命を果たしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

関東地方整備局コンプライアンス推進本部
本部長 関東地方整備局長 岩崎 福久

令和7年度 各所属におけるコンプライアンスの取組状況・主な取組事例

1. コンプライアンス推進本部の開催、同本部における各種情報提供・注意喚起等の実施

本局、すべての事務所、センターで開催・実施（第1、第2、第3、第4四半期）

※二瀬ダム、品木ダム両管理所は推進本部未設置であるが、所内会議において実施

2. コンプライアンス・ミーティングの実施

本局、すべての事務所・管理所、センターで実施（第1、第2、第3、第4四半期）

3. 所属独自の講習会・講話の実施

- ①コンプライアンス全般に関する講習会等（霞ヶ浦、北首都国道、東京外環、横浜国道、横浜技調）
- ②情報セキュリティに関する講習会等（京浜河川）
- ③組織のトップによる所属職員への講義等（昭和記念公園）
- ④交通安全に関する講習会等（利根川下流、霞ヶ浦導水、相武国道）
- ⑤ハラスメントの防止に関する講習会等（横浜国道、長野営繕、高崎河川国道）
- ⑥著作権法に関する講習会等（長野営繕）
- ⑦経理関係の講習会等（長野国道、長野営繕）

4. 所属独自の情報発信・資料配付

- ①事例集等の作成・配布（大宮国道）
- ②定期的なメール配信（営繕部、営繕事務所）
詳細「営繕部コンプライアンス情報」（営繕部、営繕事務所）
- ③事務所長発信の啓発メール等（荒川調節池、東京第一営繕、鹿島港湾・空港）

5. 積極的なコミュニケーション活動

- ①所属職員との積極的な意思疎通（下館、相武国道、宇都宮国道、関東道路 MC）
- ②推進本部員と現場職員の意見交換

局長：渡良瀬、日光砂防、二瀬ダム、東京外環、川崎国道、東京湾口航路、東京港湾、東京第一営繕、
荒川上流、荒川調節池、東京空港、相模ダム、甲府、下館、千葉国道、利根川下流、霞ヶ浦、
鹿島港湾・空港、品木ダム、江戸川、長野国道、特定離島港湾

副局長（横浜）：特定離島港湾、京浜港湾、東京港湾、東京空港、横浜技調

副局長（さいたま）：荒川下流、東京国道、荒川調節池、東京外環、荒川上流、渡良瀬川、甲府、
特定離島港湾、東京空港、鹿島港湾・空港、千葉港湾、東京港湾、京浜港湾、
横浜技調、東京湾口航路

総務部長：霞ヶ浦導水、宇都宮国道、荒川下流、富士川砂防、利根砂防、渡良瀬川、甲府

企画部長：霞ヶ浦導水、常総国道、宇都宮国道、荒川調節池、久慈川緊急治水、常陸海浜公園、常陸、
荒川上流、二瀬ダム、首都国道、関東道路 MC、甲府、富士川砂防、利根川上流、高崎、
利根川下流、霞ヶ浦、利根ダム、利根砂防、品木ダム、日光砂防、京浜河川、川崎国道
横浜国道、千葉国道、北首都国道、昭和記念公園、相武国道、相模ダム、荒川下流、下館、
江戸川

河川部長：利根川下流、常陸、江戸川、利根川砂防、品木ダム

道路部長：高崎

用地部長：東京国道、富士川砂防、甲府

港湾空港部長：東京港湾、鹿島港湾・空港、横浜技調、東京空港、特定離島港湾、京浜港湾、
東京湾口航路、千葉港湾

6. その他の取組

- ①各自治体への協力依頼(国家公務員倫理法・倫理規程)(本局)
- ②事業に関する勉強会等(東京外環、常陸)

NO.	事務所名	各所属が独自に実施した取組
1	利根川下流 河川事務所	【第2四半期】 ・安全運転講習会(香取警察署)※全職員対象
2	霞ヶ浦 河川事務所	【第1四半期】 ・発注者綱紀保持規定に関する講習会(事務副所長) ※全職員対象 【第3四半期】 ・コンプライアンス講習会(事務副所長)※全職員対象
3	霞ヶ浦導水 工事事務所	【第2四半期】 ・安全運転講習会(土浦警察署)※全職員対象
4	下館 河川事務所	【第1四半期】 ・事務所長等幹部職員と新規採用職員とのランチ・ミーティング
5	荒川調節池 工事事務所	【第1四半期】 ・事務所長メッセージ(中部地整での不適正事案について)
6	京浜 河川事務所	【第1四半期】 ・情報セキュリティ所内講習会※全職員対象

NO.	事務所名	各所属が独自に実施した取組
7	相武 国道事務所	【第1,第3四半期】 ・事務所長による1on1ミーティングの実施 【第1四半期】 ・安全運転講習会(所轄警察署、総務課長)※全職員対象
8	横浜 国道事務所	【第3四半期】 ・ハラスメント防止ミーティング※出張所・技術系係長、技術系一般職員対象
9	大宮 国道事務所	【第1四半期】 ・コンプライアンス事例集(携帯版)の作成・配布
10	北首都 国道事務所	【第1四半期】 ・若手職員コンプライアンス勉強会(事務副所長、総務課長) ※採用1～2年目職員対象
11	宇都宮 国道事務所	【第1四半期】 ・事務所長と新規採用職員との意見交換会(ランチミーティング) ・安全運転講習会(宇都宮警察署)※全職員対象
12	長野 国道事務所	【第1四半期】 ・経理課講習会(発注・予算)(経理課長)※若手職員対象

NO.	事務所名	各所属が独自に実施した取組
13	東京外かく環状国道事務所	【第1四半期】 ・所内徒歩勉強会※全職員対象
14	関東道路メンテナンスセンター	【第1四半期】 ・センター長と全職員との1対1での意見交換
15	常陸河川国道事務所	【第2四半期】 ・所内講習会(熱中症対策)※全職員対象 ・所内講習会(多自然川づくり)※一般職員対象
16	国営昭和記念公園事務所	【第1四半期】 ・所内勉強会における事務所長による講義「国営公園の管理について」※全職員対象 【第3四半期】 ・所内勉強会における事務所長による講義「国営昭和記念公園ができるまで～基地のまちから公園のまちへ～」※全職員対象
17	東京第一営繕事務所	【第1,第2,第3四半期共通】 ・事務所長によるコンプライアンスに関する注意喚起メール※全職員対象
18	長野営繕事務所	【第3四半期】 ・所内ミニ勉強会「グレーゾーンハラスメント」「著作権法」※全職員対象 ・事務所講習会「予算制度」※全職員対象

NO.	事務所名	各所属が独自に実施した取組
19	鹿島 港湾・空港事務所	【第1,第2,第3四半期共通】 ・事務所長がコンプライアンスに関するメッセージを送信
20	本局	
	道路部	【第1,第2,第3四半期共通】 ・道路部幹部会(週1回)で各課の懸案・課題を見える化し、幹部間で意見交換、方針決定
	営繕部	【第1,第2四半期共通】 ・「営繕部コンプライアンス情報」の発行(部内及び各営繕事務所)

令和7年度 第1回本局コンプライアンス講習会 実施報告

<趣旨>

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書(令和3年11月5日)」を受け、令和4年度から、関東地方整備局コンプライアンス推進計画において、年度最初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施することを推進施策として追加。

管理職の中でも特に上記のような幹部職員を対象とした講習会を実施することで、組織全体のコンプライアンス実現につながり、そのためには、このような管理職員のマネジメント力が非常に重要であると考え、対象職員のマネジメント力向上を狙いとし、内閣人事局が作成した『国家公務員のためのマネジメントテキスト』を使用した講習を実施。

<開催日時及び形式>

日時: 令和7年4月8日(火)15時00分から15時30分

形式: 動画視聴(会場での視聴及びWeb会議による配信)

※全体事務所長会議の開催方式に倣う。

講義会場: さいたま新都心合同庁舎2号館 14階災害対策本部室

<対象職員及び視聴人数>

対象職員: 79人 内訳: 本局の幹部 26人、事務所等の長 53人

視聴人数: 79人 内訳: 会場受講 68人

Web形式での配信映像を視聴した人数 6人

録画映像を後日視聴 5人

<内容及び講師>

内容: 内閣人事局『国家公務員のためのマネジメントテキスト』の解説

講師: 内閣官房 内閣人事局 企画官 菊池 信果夫 氏

<講習会次第>

(1) 局長挨拶 (2) 講義 30分

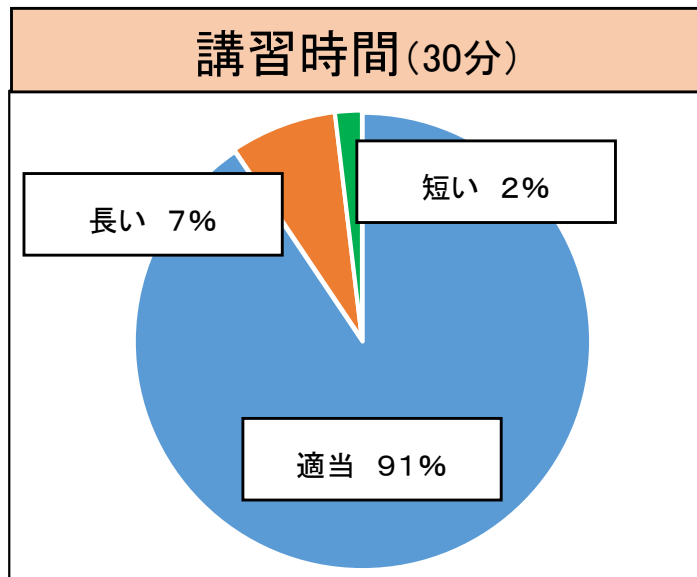
<講義内容>

- (1) 職場環境・職員意識の変化とマネジメントの必要性
- (2) 組織の心理的安全性を高める
- (3) 部下の成長を加速させる(人材開発)
- (4) 組織力を高める(組織開発)
- (5) 業務効率を高める

第1回本局コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

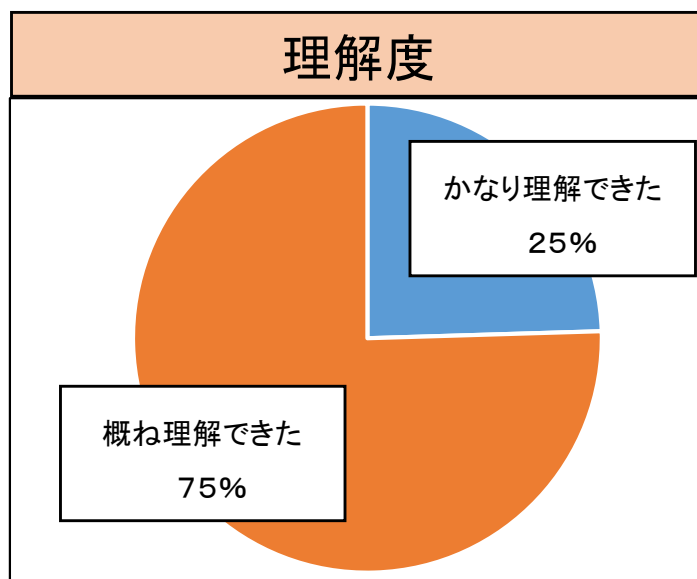
回答率 67% (53人/79人)

1. 講義について



【受講風景】

さいたま新都心合同庁舎2号館
14階災害対策本部室



2. 意見等(要約)

良かった点

マネジメントテキストは事務所内の管理職にも共有して活用していきたい。

組織マネジメントに関する講習は定期的に受講することが大切と感じた。

要望等

実際の接し方などのモデルケース例(良い事例・悪い事例)などがあれば、よりわかりやすくなると感じた。

民間企業など他組織における、コンプライアンスの取組を参考にしたい。

組織力を効率的に発揮出来る工夫、好事例などがあれば知りたい。

令和7年度 第2回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

本講習会は、コンプライアンス推進計画において、推進施策として、コンプライアンス週間における取組の一つとして、実施するものである。

令和5年5月10日公表の「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案に関する報告書」及び再発防止策を受け、当地方整備局としても必要となる対応について検討・実行し、定期的に研修や会議等において周知徹底を図っているところである。

本講習会では、当該事案についてより具体的な話を聞くことにより、職員に自分事として捉えてもらうことを狙いとし、北海道開発局事業振興部 調整官（前 同局首席監察官）に講義を行っていただくこととした。

<開催日時及び形式>

①Web形式(Teamsタウンホール機能)での同時配信映像を視聴

令和7年6月4日(水)15時00から16時00分

②イントラ掲載①の録画映像を視聴

重点視聴期間 6月5日(木)～6月25日(木)

<標題及び講師>

標題：北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について

講師：北海道開発局事業振興部調整官 佐藤 久泰氏(前 同局 首席監察官)

<講習内容>

(1)用地交渉の経緯

(2)工事段階での対応

(3)第三者委員会による原因の究明

- ・第三者委員会報告書が指摘する「根本的な原因」
- ・当時の釧路道路事務所担当者らの認識と対応
- ・第三者委員会報告書が指摘する動機の特異性
- ・縦割り意識と相互の責任転嫁がもたらした弊害
- ・上位者による指導・監督の欠如

(4)まとめに代えて

- ・第三者委員会が認定した3つの主な不適正行為と原因・動機の関係
- ・北海道開発局が打ち出した再発防止策
- ・あなたなら、どう対応しますか？

【講義画面】

北海道開発局よりWeb形式にて講義

国土交通省 北海道開発局

北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について

(いわゆる「釧路事案」)

令和7年6月4日 前首席監察官 佐藤 久泰
(現事業振興部調整官)

<視聴人数(実施報告者数)>

3,740人

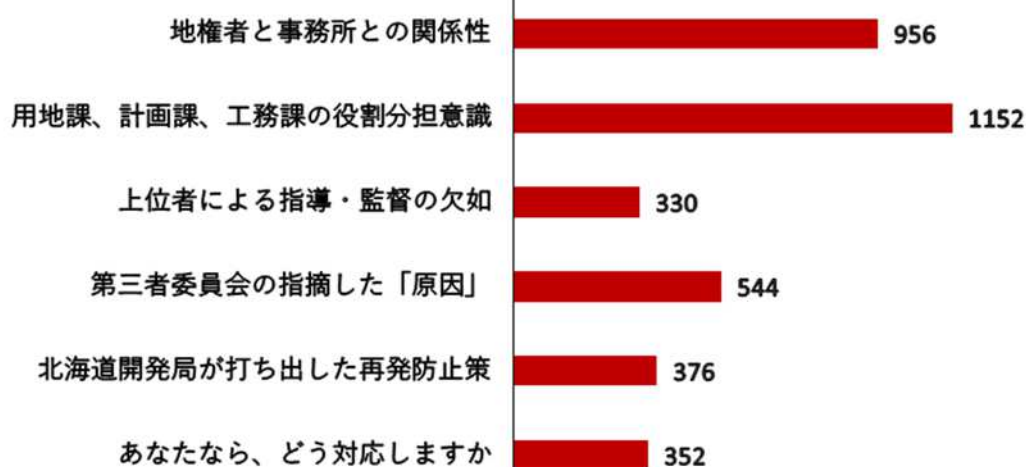
(同時配信視聴1,675人、イントラ掲載の録画視聴2,065人)

第2回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

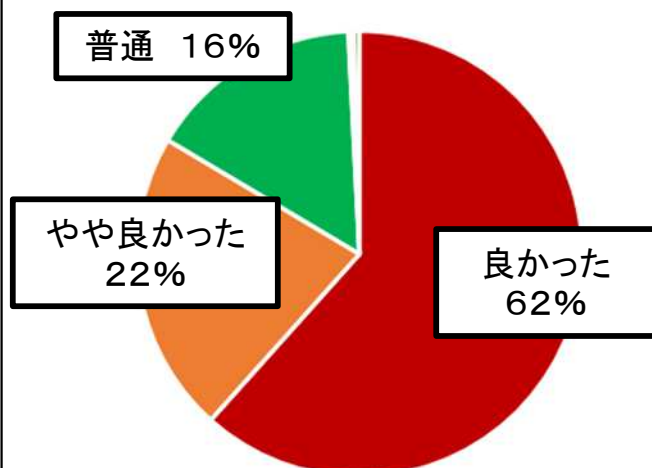
1. 講義について

アンケート回答数 3,740件

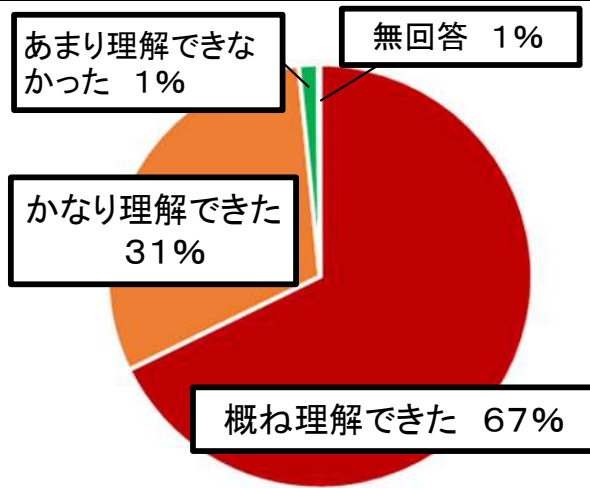
関心を持った講義内容(単位:人)



満足度



理解度



2. 意見等(要約)

内容が具体的でわかりやすかった。質疑応答が参考になった。

身近にある話だと思った(自分ごととして捉えられた)。

事案に対応された方の言葉は強く刺さった。講師の説明がわかりやすかった。

組織・職員を守るための知識として参考になった。

悪意でなく業務が円滑に進むよう行動した結果であり、自分も似たような状況に陥る可能性がある。

職員に対する処分等の内容を知りたい。

今後も実例に基づく講義があれば、再発防止に繋がると思う。

今後の講習会で、身近に起こりうる実例やOBIに関するテーマを取り上げて欲しい。

令和7年度 第3回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画において、推進施策として、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、各職員が官製談合防止に関する正しい理解を深め、入札契約業務に関するコンプライアンス意識をより一層高めることを狙いとし、公正取引委員会の職員を講師に迎え講習会を実施した。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程：①Teamsタウンホール機能による録画映像の配信

令和7年9月10日(水) 14:00～

②イントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間9月10日(水)～9月30日(火)

<標題及び講師>

標題：入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

講師：公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 課長補佐 福島 由華 氏

<講習内容>

- (1) 独占禁止法と入札談合とは
- (2) 入札談合等関与行為防止法
 - ・行政上の措置
 - ・入札談合等関与行為
 - ・公正取引委員会が処理した官製談合事案
 - ・入札談合等関与行為の背景・要因
- (3) 官製談合事件の紹介
 - ・国土交通省における事例
 - ・東京における事例
 - ・(独)鉄道・運輸機構における事例
- (4) 職員による入札等の妨害(刑事罰)
- (5) 官製談合防止に向けて(まとめ)

【講義画面】

国土交通省関東地方整備局 研修資料



入札談合の防止に向けて ～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

公正取引委員会 事務総局
経済取引局 総務課
福島 由華

(注) 本資料は個人の責任で取りまとめたものである。

<視聴人数(実施報告者数)>

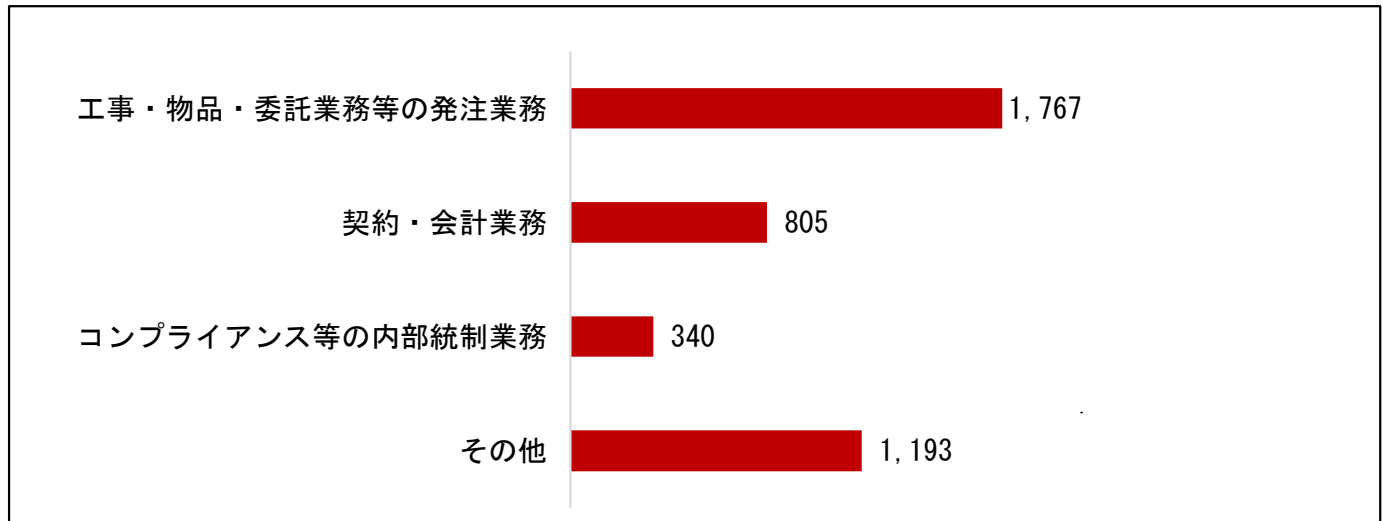
3,548人

(9/10配信視聴1,940人、イントラ掲載の録画視聴1,608人)

第3回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

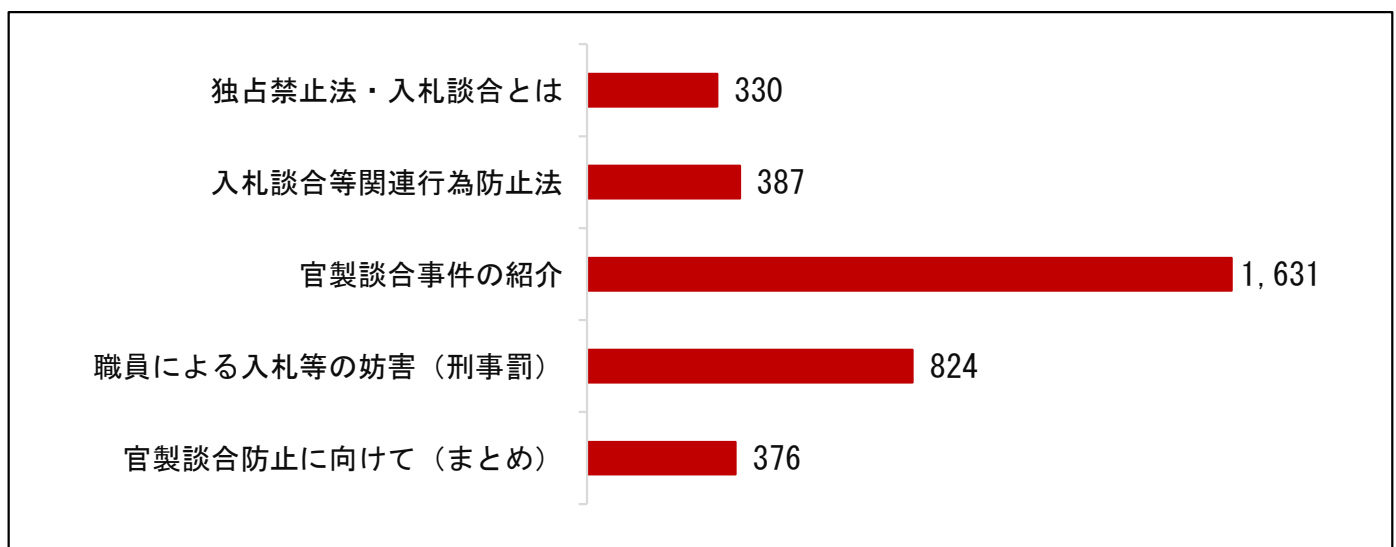
アンケート回答数 3,548件

1. 契約に関する業務の中で担当している業務(単位:人)

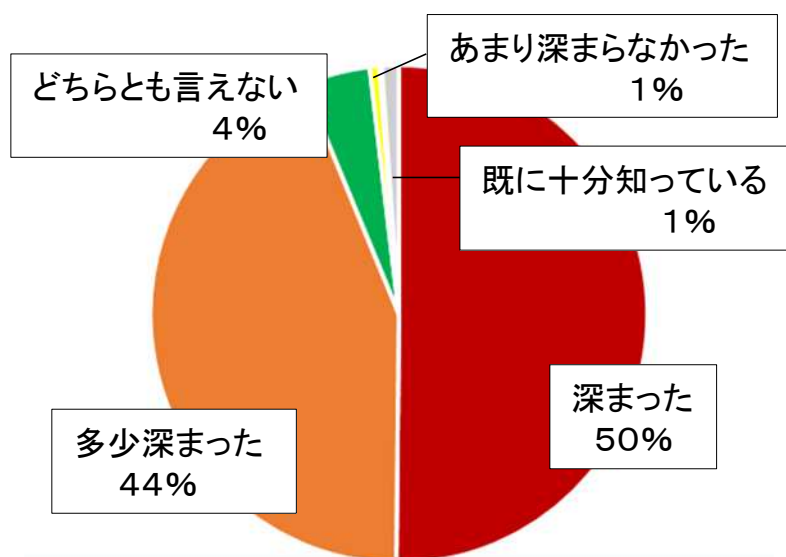


- ・工事・物品・委託業務等の発注業務(工事、コンサル、役務、物品等の積算、発注業務)
- ・契約・会計業務(工事・コンサルなど監督、検査業務、契約事務、予算管理、支払い事務)
- ・コンプライアンス等の内部統制業務(部長、事務所長、副所長、課長、出張所長など)
- ・その他(契約に関する業務を担当していない)

2. 関心を持った講義内容(単位:人)



3. 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか(単位:人)

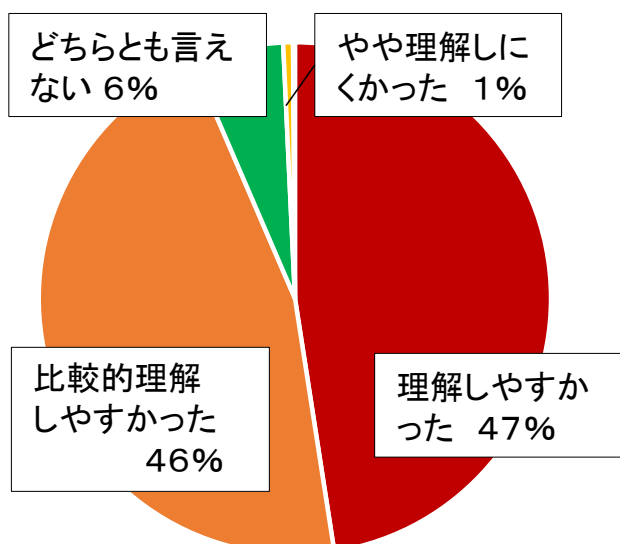


具体的な意見等

- ・過去事例の「組織のためだった」という職員に実感が深まった。
- ・背景・要因は共感してしまうところがあり注意が必要と意識できた。
- ・意図せず情報漏洩になる事例や誰でも談合に関与する可能性があることを知ることができた。
- ・発注業務を担当していなくても執務室内で注意すべきことがわかった。
- ・記憶の確認、振り返りになった。定期的に心に留めておく機会が重要。
- ・当事者もわかったつもりになっていたはずが、同じような事件が起きてしまう。他人事ではないと強く自覚する必要がある。
- ・職員の処分に関する説明が参考になった。

- ・何度も講習を受けているため、知っている内容だった。

4. 講習会の内容は理解しやすいものでしたか(単位:人)

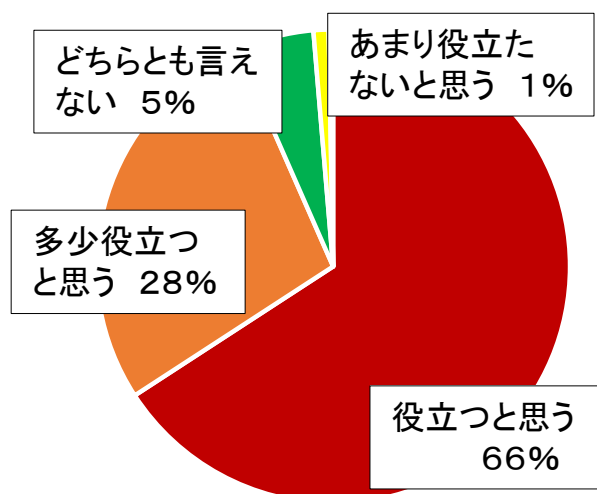


具体的な意見等

- ・違反をした職員の心理や状況を踏まえて説明されたためイメージしやすかった。
- ・具体的な事例や手口があり、気をつけるべきことの理解が深まった。
- ・気をつけなくてはならないシチュエーションを想像することができた。
- ・国土交通省の案件をピックアップして説明され、我がことと捉える機会になった。

- ・難しい内容と専門用語で十分に理解できなかった。
- ・全職員(若手・中堅・管理職)対象のため内容が薄い。

5. 講習会の内容は、今後の業務で役立つと思いますか(単位:人)



6. 講習会に関する意見等がありますか

- ・事例の紹介で、会社名や組織名が記載されていてリアルだった。
- ・悪意がなくても入札談合になってしまう事があるので、気をつけたい。
- ・自分の中に甘さがあるかと思わされた。
- ・定期的に認識させることが重要。繰り返し実施すべき。
- ・大きな事例から小さな事例、また工事、業務、役務、物品など発注形態も多種多様なので、具体的な事例を設けることが大事だと思う。

- ・端緒になり得るヒヤリハット事案の紹介があれば、より自分事として考えられるではないか。
- ・談合に関わった後の顛末、当事者自身の話、未然に防いだ話を聞きたい。
- ・時間が長い。

7. 今後のコンプライアンス講習会で取り上げて欲しいテーマ

- ・情報セキュリティ、SNS・生成AI関係と情報漏えい、知的財産権、民間のコンプライアンス、コンプライアンスの違反事例
- ・ハラスメント(パワハラ、モラハラ、カスハラ、ハラハラ)の対応方法、原因と対策
- ・地域、利害関係者、利害関係者以外、OBとの接し方

令和7年度 第4回コンプライアンス講習会 実施結果報告

<趣旨>

令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画において、推進施策として、外部講師によるコンプライアンス講習会を実施するとしており、本講習会はその取組の一環として行うものである。

今回の講習会では、職員に対してより専門的な知識を習得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、講師として阿部 鋼弁護士を迎え、「パワーハラスメントの防止」について講習会を実施した。

<開催日時及び形式>

開催方法・日程：①Teamsタウンホール機能による同時配信

令和8年2月20日(金) 15:30～

②イントラ掲載映像の視聴

重点視聴期間2月24日(水)～3月19日(木)

<標題及び講師>

標題：「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」

～ 企業不祥事の抑止との比較の視点から IX ～

— パワハラ防止と紛争事例(裁判例他) —

講師：阿部記念法律事務所 弁護士 阿部 鋼 氏

(関東地方整備局発注者綱紀保持担当弁護士)

<講習内容>

■「パワハラ」—これまでの講習の振り返り

■パワハラに関する裁判例

■パワハラ防止と紛争事例(裁判例他)

■企業不祥事の抑止との比較の視点から
(企業不祥事の抑止と制裁)

■結論 コンプライアンス違反を起こさない
ためにできることは何か？

<視聴人数(実施報告者数)>

3,116人

(2/20配信視聴1,601人、イントラ掲載の録画視聴1,515人)

【講義画面】

国土交通省 関東地方整備局 令和7年度 2月 コンプライアンス講習会

「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」

～ 企業不祥事の抑止との比較の視点から IX ～

— パワハラ防止と紛争事例(裁判例他) —

阿部記念法律事務所

所長 弁護士 阿部 鋼

I 発注者綱紀保持担当弁護士として

II 「パワハラ」—これまでの講習の振り返り

●令和3年度 6月 コンプライアンス講習会「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」～ 企業不祥事の抑止との比較の視点から VI ～

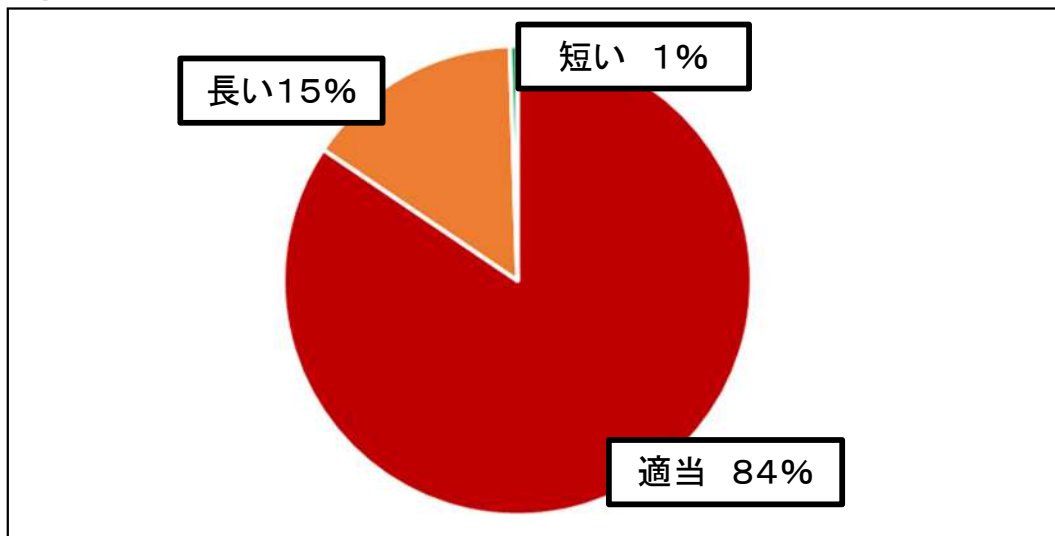
「— パワハラ対策に関する労働施策総合推進法の改正とパワハラに関する裁判例 —」

●令和6年度 2月 コンプライアンス講習会「コンプライアンス違反を起こさないためにできること」～ 企業不祥事の抑止との比較の視点から VIII ～

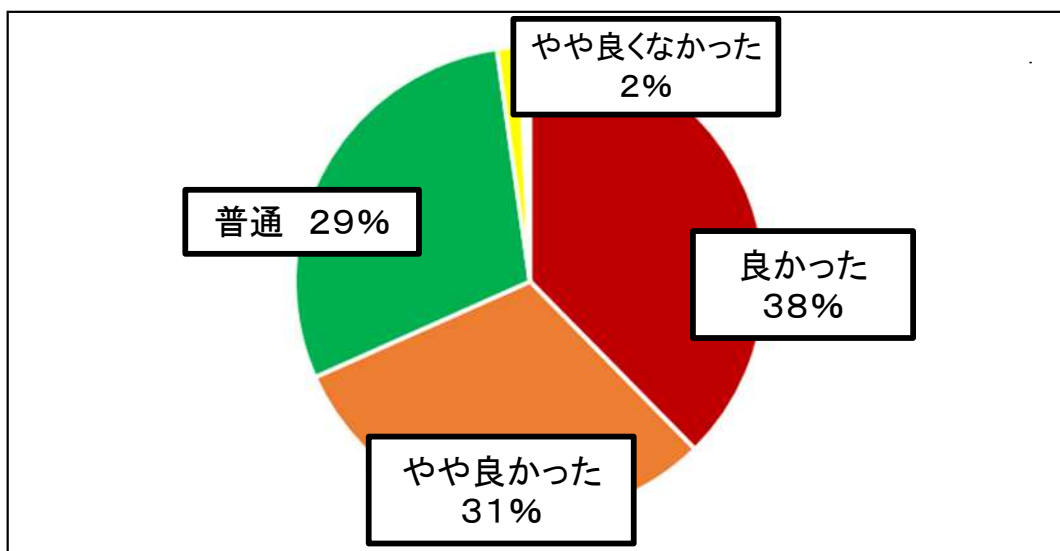
第4回コンプライアンス講習会に関するアンケート 集計結果

アンケート回答数 3,116件

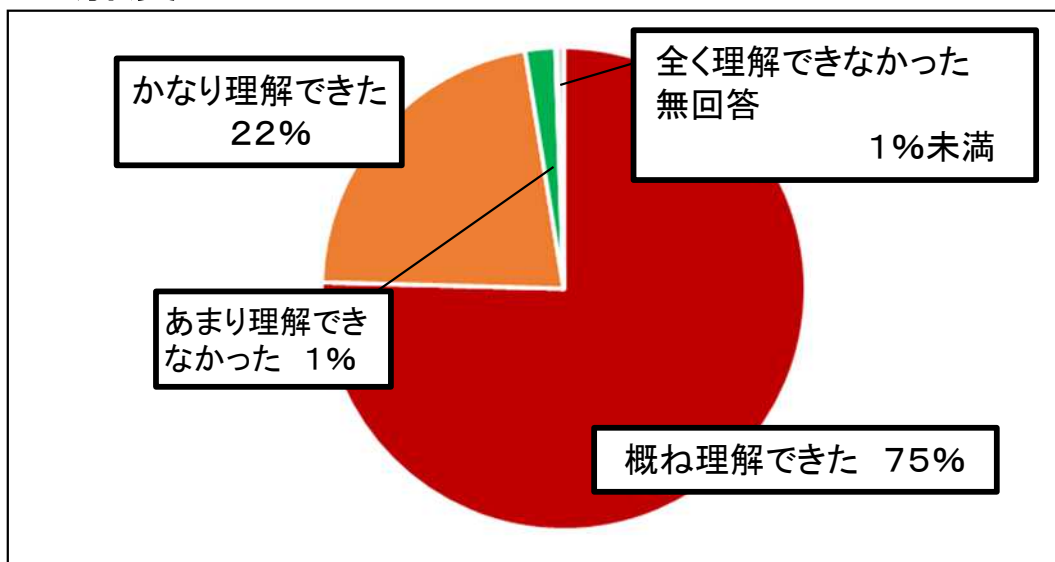
1. 講習時間(単位:人)



2. 満足度(単位:人)



3. 理解度(単位:人)



4. 講習会に関する意見等

- ・身近に起こり得る内容、自身が悩んでいたことであり、参考になった。事例がありわかりやすかった。
- ・日頃から風通しの良い良好な人間関係を築く必要性を感じた。
- ・自分のこれまでの経験や言動に思い当たる節があった。無意識のうちにハラスメントをしないように気を付けたい。日頃の言動に気を付けるきっかけとなった。
- ・新しいパワハラ(フキハラ等)について、勉強になった。
- ・繰り返し受講が重要と感じた。

- ・専門用語が多い。法的な言い回しに馴染みのない職員や期間業務職員には難しい。
- ・ターゲット別(年齢層、男女、役職等)の講習にしてはどうか。
- ・時間が長い。
- ・毎回同じ講師なので新鮮味がない。

5. 今後のコンプライアンス講習会で取り上げて欲しいテーマ

- ・カスタマー・ハラスメント
- ・個人情報保護
- ・情報セキュリティ(HP掲載、SNS、生成AI、メール誤送信)
- ・著作権関連
- ・発注者綱紀保持(入札談合、利害関係者・OBとの接し方)
- ・公務員倫理
- ・道路交通法関連
- ・なるべく身近な事例が良い

令和7年度 事務所等巡回コンプライアンス講習会(6月期) 実施結果報告

日 時：令和7年6月27日 対面及びWebにて実施

構 成：第1部 講義、第2部 コンプライアンス・ミーティング、第3部 幹部意見交換

実施場所：利根川下流河川事務所(霞ヶ浦河川事務所と合同で実施)

講 師：適正業務管理官

コンプライアンス指導者 総務部総務課長

参加者：第1部 講義 当日115名(うちWeb51名。)、後日録画視聴33名(計148名)

第2部 コンプライアンス・ミーティング 19名

第3部 幹部意見交換 副所長(事務、技術)

【概要】

例年第3四半期(10～12月)に実施しているところ、令和6年度のアンケートで、望ましい実施時期について、第3四半期の次に第1四半期の回答者が多かったため、試行として1ブロックにて実施した。

<第1部 講義の内容>

全職員を対象として対面及びWebにて実施

テーマ『コンプライアンスについて』

- ・過去の不正事案と再発防止の取組
- ・不正事案の具体例(発生経過、心理的側面、共通点、結末等)
- ・発注者綱紀保持規程(規則・ルール、事業者との対応ルール、不当な働きかけへの対応) 等

<第2部 コンプライアンス・ミーティングの内容>

対面で所属横断的に意見交換を実施

テーマ『瞬発力を鍛えよう！ 知ってるだけでは動けない！？』

- ・OBの訪問
- ・事業者との対応
- ・手土産(特産物)

<第3部 事務所幹部による意見交換の内容>

参加者：副所長(事務・技術)

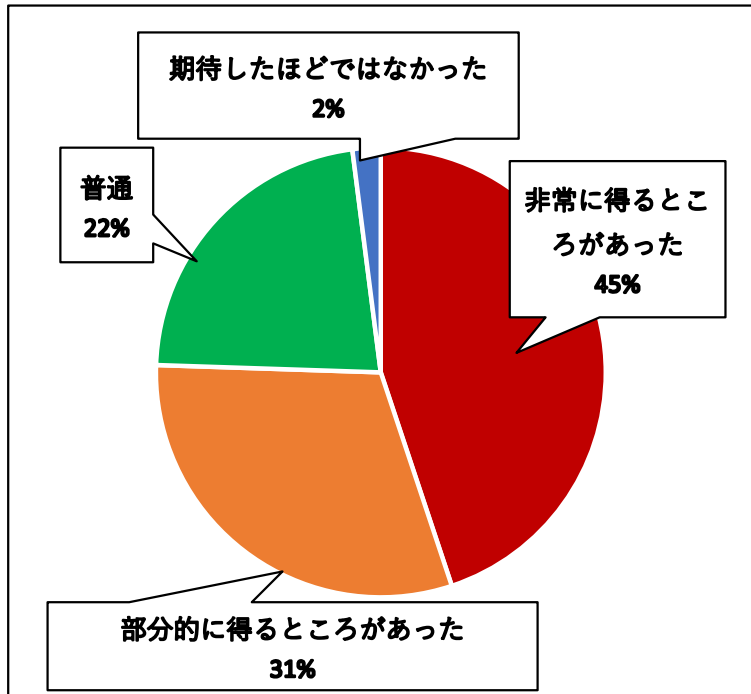
主に以下の点について確認しながら意見交換を実施

- ・事務所におけるコンプライアンス推進の取組状況
- ・コンプライアンス推進における問題、課題
- ・コンプラ疲れを発生させず、マンネリ化させないために必要なこと
- ・効果的と思われる取組、取り上げてほしいテーマ等
- ・その他要望等

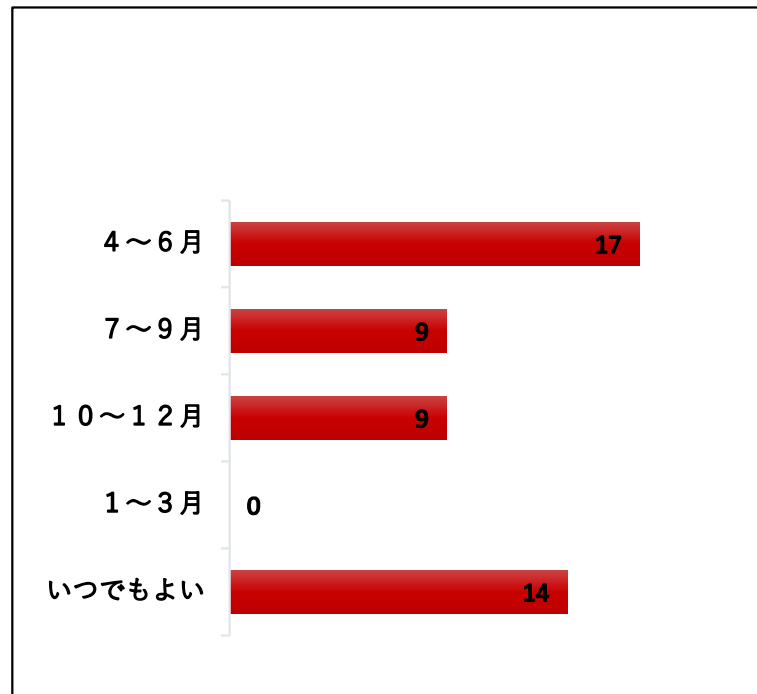
巡回コンプライアンス講習会(6月期)についてのアンケート集計結果

アンケート回答 49件

参考の程度



巡回の時期(望ましいと思うもの)



その他意見(自由記述)※要約

【内容について】

- ・コンプライアンス指導者の補足がより理解度を高めた。
- ・コンプライアンスミーティングの他の人の意見が参考になった。
- ・事業者等との接し方について参考になった。OBとの適切な対応は考える必要がある。
- ・毎年同じ内容の講習を行う必要性について説明があってよかった。

- ・過去と同様の内容・構成であり、工夫が必要。

【実施時期(6月)について】

- ・人事異動後、早期のタイミングでの実施は良い。
- ・年度前半に実施するのが良いが、4～5月は業務多忙のため避けた方が良い。
- ・河川事務所では履行検査のため、6月(月上旬)は避けるべき。
- ・もう少し遅い方が良い。

令和7年度 事務所等巡回コンプライアンス講習会 実施結果報告

日 時：令和7年11月13日～令和8年1月21日

対面及びWeb形式にて実施

構 成：第1部 講義、第2部 コンプライアンス・ミーティング、第3部 幹部意見交換

実施単位：複数事務所合同にて実施。（単独事務所開催も一部あり。）

講 師：適正業務管理官 又は 港政調整官

コンプライアンス指導者

参加者（第1部 講義）：2,621名（うちWeb1,904名）

<第1部 講義の内容>

全職員を対象として対面及びWebにて実施

テーマ『コンプライアンスについて』

- ・過去の不正事案と再発防止の取組
- ・不正事案の具体例
（発生経過、心理的側面、共通点、結末等）
- ・発注者綱紀保持規程（規則・ルール、事業者との対応ルール、不当な働きかけへの対応）等



<第2部 コンプライアンス・ミーティングの内容>

対面で所属横断的に意見交換を実施

テーマ

『瞬発力を鍛えよう！ 知ってるだけでは動けない！？』

- ・OBの訪問
- ・事業者との対応
- ・手土産（特産物）



<第3部 事務所幹部による意見交換の内容>

参加者：副所長（事務・技術）

主に以下の点について確認しながら意見交換を実施

- ・事務所におけるコンプライアンス推進の取組状況
- ・コンプライアンス推進における問題、課題
- ・コンプラ疲れを発生させず、マンネリ化させないために必要なこと
- ・効果的と思われる取組、取り上げてほしいテーマ等
- ・その他要望等

【実施状況】

No.	実施日	実施事務所等	対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R7.6.27	利根川下流河川事務所	全職員	88	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
2		霞ヶ浦河川事務所	全職員	59		
3	R7.11.13	関東道路メンテナンスセンター	全職員	16	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
4		大宮国道事務所	全職員	115		
5		北首都国道事務所	全職員	58		
6	R7.11.19	利根川上流河川事務所	全職員	117	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
7		下館河川事務所	全職員	82		
8	R7.11.20	京浜河川事務所	全職員	82	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
9		相模川水系広域ダム管理事務所	全職員	18		
10	R7.11.21	国営昭和記念公園事務所	全職員	31	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
11		相武国道事務所	全職員	90		
12		甲武営繕事務所	全職員	12		
13	R7.11.26	特定離島港湾事務所	全職員	19	港政調整官	
14	R7.11.28	鹿嶋港湾・空港整備事務所	全職員	29	港政調整官	
15	R7.12.1	東京国道事務所	全職員	160	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
16		東京外かく環状国道事務所	全職員	48		
17		東京第一営繕事務所	全職員	18		
18	R7.12.4	関東技術事務所	全職員	35	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
19		千葉国道事務所	全職員	81		
20		首都国道事務所	全職員	33		
21	R7.12.5	長野国道事務所	全職員	86	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
22		長野営繕事務所	全職員	8		
23	R7.12.8	利根川水系砂防事務所	全職員	46	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
24		品木ダム水質管理所	全職員	7		
25	R7.12.10	江戸川河川事務所	全職員	111	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
26		東京第二営繕事務所	全職員	19		
27	R7.12.11	日光砂防事務所	全職員	26	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
28		宇都宮国道事務所	全職員	83		
29		鬼怒川ダム統合管理事務所	全職員	30		
30		宇都宮営繕事務所	全職員	9		
31	R7.12.11	千葉港湾事務所	全職員	29	港政調整官	

32	R7.12.12	横浜営繕事務所	全職員	21	適正業務管理官 港政調整官	コンプライアンス指導者
33		横浜国道事務所	全職員	150		
34		川崎国道事務所	全職員	52		
35		京浜港湾事務所	全職員	69		
36	R7.12.15	甲府河川国道事務所	全職員	111	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
37		富士川砂防事務所	全職員	24	適正業務管理官	
38	R7.12.17	横浜港湾空港技術調査事務所	全職員	25	港政調整官	
39	R7.12.18	東京港湾事務所	全職員	30	港政調整官	
40	R7.12.19	利根川ダム統合管理事務所	全職員	64	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
41		高崎河川国道事務所	全職員	131	適正業務管理官	
42		渡良瀬川河川事務所	全職員	21	適正業務管理官	
43	R7.12.22	東京湾口航路事務所	全職員	32	港政調整官	
44	R8.1.9	国営常陸海浜公園事務所	全職員	11	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
45		常陸河川国道事務所	全職員	102	適正業務管理官	
46		久慈川緊急治水対策事務所	全職員	28	適正業務管理官	
47	R8.1.16	常総国道事務所	全職員	40	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
48		霞ヶ浦導水工事事務所	全職員	26	適正業務管理官	
49	R8.1.16	東京空港整備事務所	全職員	23	港政調整官	
50	R8.1.21	荒川調節池工事事務所	全職員	24	適正業務管理官	コンプライアンス指導者
51		荒川下流河川事務所	全職員	54		
52		荒川上流河川事務所	全職員	77		
53		二瀬ダム管理所	全職員	8		
			合計	2,621		

巡回コンプライアンス講習会についてのアンケート集計結果

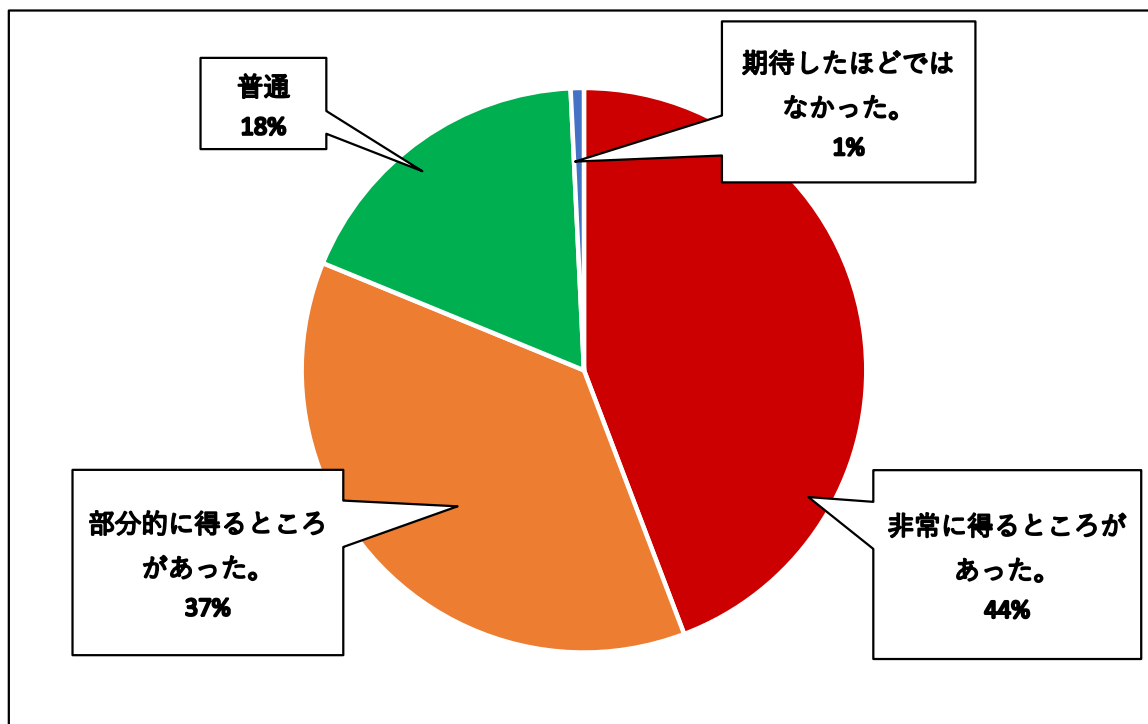
アンケート回答1,661件

講義参加者:1,569名

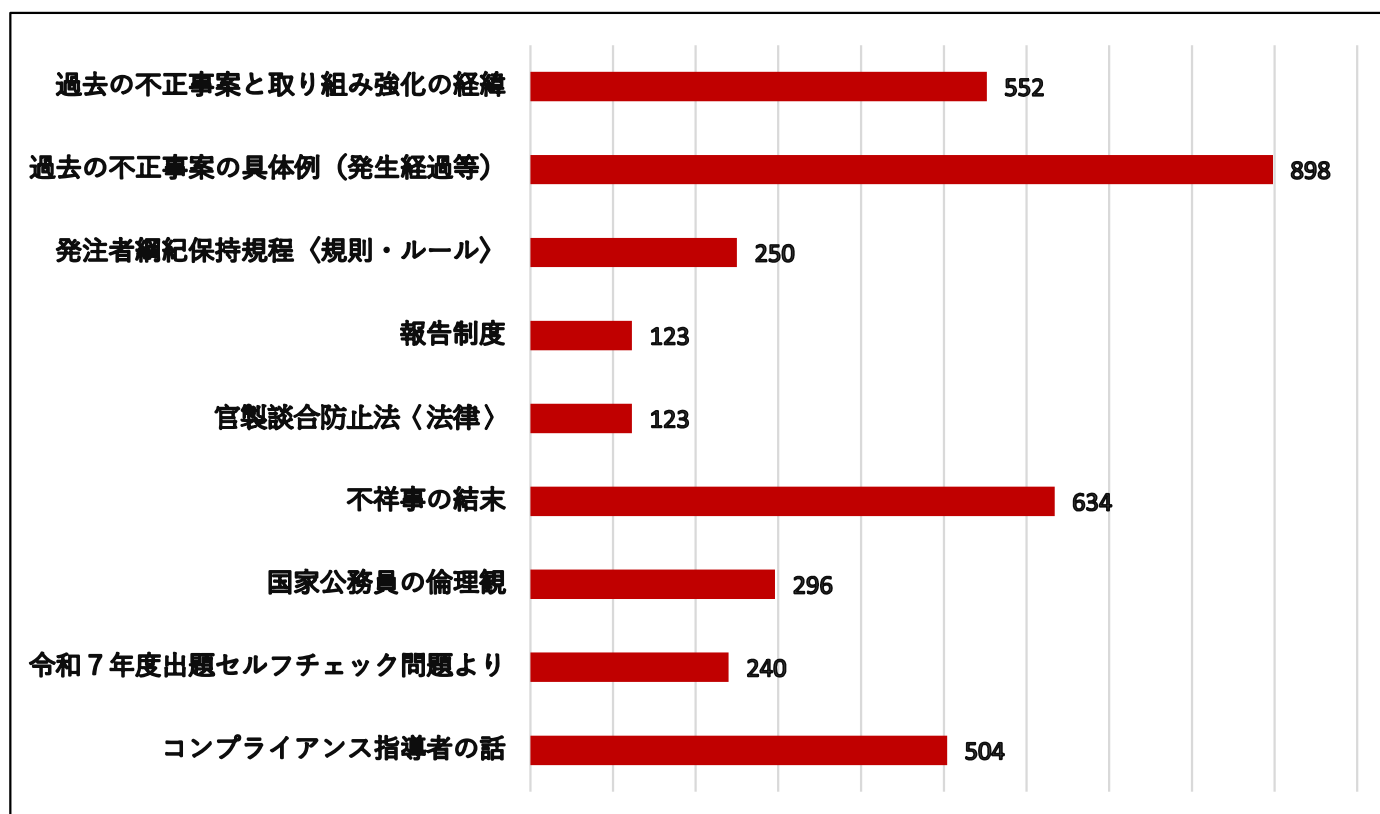
コンプライアンス・ミーティング参加者:471名

【講義について】

参考の程度



関心を持った内容(複数回答可)

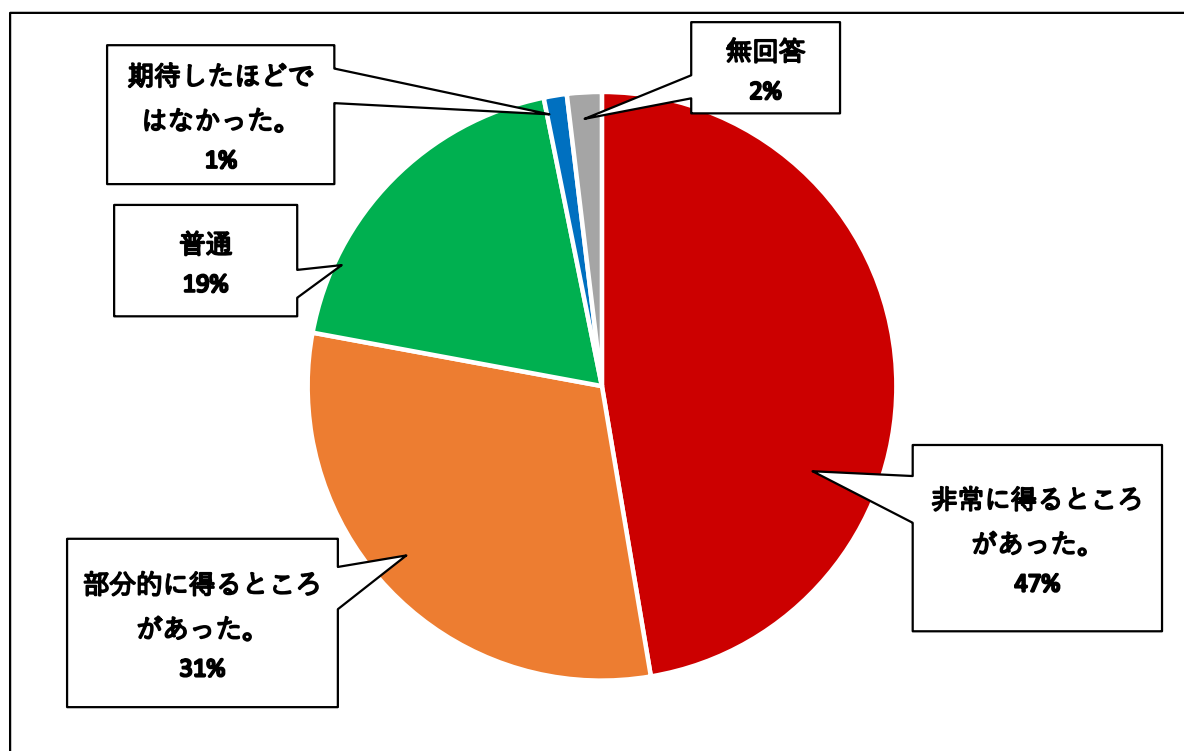


意見(要約)

- ・課長級等職員だけではなく、係長級以下の職員も危ない場面に遭遇し得ることが分かった。
- ・違反をした当事者の心境の部分がリアルで自分事として考えられた。
- ・不祥事の結末が参考になった。
- ・繰り返し学習することが、コンプライアンス意識醸成に繋がると感じた。
- ・後日録画視聴できるのは良い。
- ・正答率が低かった設問の解説が良かった。
- ・コンプライアンス指導者による経験談は印象に残り、大変参考になった。
- ・コンプライアンス指導者が複数の場合は駆け足にならないよう、配慮が必要。

【コンプライアンス・ミーティングについて】

参考の程度

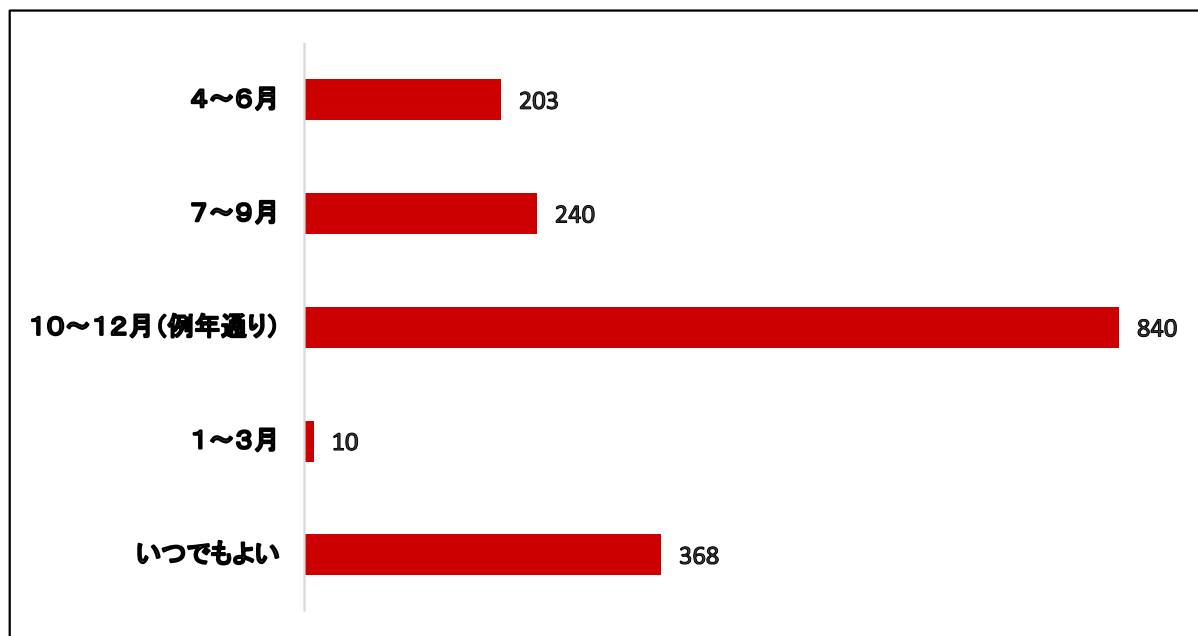


意見(要約)

- ・設問が具体的で参考になった。
- ・「とっさの一言」を考えるという内容が良かった。日頃から準備をしておかなければならないと感じた。
- ・頭では理解しているが、実際にその場面で対応できるか考える機会となった。
- ・経験者の対応方法を聞けて勉強になった。他の人の対応の仕方が参考になる。
- ・複数事務所合同実施で異なる視点の意見を聞くことができた。
- ・ミーティングの時間が足りなかった。

【全体・取組全般について】

巡回の時期（望ましいと思うもの）



意見(要約)

- ・定期的に継続した取組は大切。但し、飽きさせない工夫も必要。
- ・コンプライアンス指導者による体験談などは飽きずに聞けるので今後も続けて欲しい。
- ・取組を通じて、知識をアップデートしていくことが必要と感じた。
- ・身近な事例の方が自分事として捉えられる。
- ・上半期から早期の意識付けが必要。
- ・繁忙期である12月、1月は避けて欲しい。
- ・WEB会議を活用するなど、効率的な実施方法を検討されたい。
- ・OB(退職予定者)へのコンプライアンス講習をして欲しい。
- ・カスハラにも力をいれてほしい。

令和7年度 関東地方整備局適正業務管理官から配信したコンプライアンスに関する情報

1) 「コンプライアンスの日」(毎月)

毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」とし、各種情報をポップアップやイントラに掲載して配信した。

①「公務員の不祥事等」を配信

国家公務員・地方公務員等が起こした不祥事事例を、新聞・インターネット等から収集し、概要(懲戒処分、刑事罰等を含む)を月毎に取りまとめて配信した。

②簡易セルフチェック

毎月2問、身近なテーマを中心に、コンプライアンスに関連する設問を提供した。

2)コンプライアンス推進本部会議の会議資料(毎月)

各事務所の取組については、推進本部会議で発表される事例をイントラに掲載した。事務所間での共有を意識し、事務所の取組のポイントがより明確化されるよう、資料作成方法の見直しを図った。

3) コンプライアンス・ミーティングの題材提供(四半期毎)

以下の各テーマについて、期間業務職員も共に意見交換が出来るよう配慮したミーティング題材を作成し、四半期毎に各事務所等にメールで配信した。

- ◇第1四半期 ・発注事務に関する情報の適切な管理について
・OBの訪問
- ◇第2四半期 ・北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案(釧路事案)について
・特産品購入券・特産物
- ◇第3四半期 (国家公務員倫理月間において行う意見交換)
(事務所等巡回講習会で使用した題材を本局各部へ提供)
- ◇第4四半期 ・持ち出しPCの適正利用について
・電子メールの誤送信による保有個人情報の漏えい防止について

4) 資料DVDの貸出等

所内講習会やミーティングでの使用を希望する事務所等に貸し出し。
また、職員が各々適時視聴できるよう、著作権の2次使用許諾を得た映像教材を、イントラネットを活用して配信した。

令和7年度 関東地方整備局主催研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

No.	種別	研修名	実施日	講義名	講 師	講義時間 (分)	受講者数 (人)
1	基幹	新規採用職員(一般職)	R7.4.2	公務員制度(給与・勤務時間、人事評価、障害者差別解消法等、服務・倫理、ハラスメント防止、ワークライフバランス)	総務部 人事課 課長補佐等	120	170
			R7.4.3	情報セキュリティ	企画部 情報通信技術課 電気通信管理主査	60	
			R7.4.3	コンプライアンス・情報公開	適正業務管理官等	50	
			R7.4.3	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	50	
2	基幹	管理能力向上(上期)	R7.4.17	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	50	104
3	基幹	事務職員(一般職)	R7.5.14	個人情報・危機管理	総務部 総務課長	30	60
			R7.5.14	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	
			R7.5.14	服務・勤務時間・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
4	基幹	建設技術(中級)	R7.7.1	コンプライアンス・公文書管理・情報公開 (※班別討議により実施)	適正業務管理官等	50	31
5	基幹	管理能力向上(下期)	R7.5.21	ハラスメント防止・ワークライフバランス推進	人事計画官	60	96
6	基幹	建設技術(初級)後期	R7.11.18	コンプライアンス・公文書管理・情報公開	適正業務管理官等	60	84
7	基幹	初任係長	R7.9.17 R7.10.28	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	119
			R7.9.17 R7.10.28	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	30	
			R7.9.19 R7.10.30	コンプライアンス (※班別討議により実施)	適正業務管理官	60	
8	基幹	一般職員能力向上	R7.10.22	コンプライアンス・公文書管理・情報公開 (※班別討議により実施)	適正業務管理官等	60	76
			10・22	服務・倫理・ハラスメント防止	総務部 人事課 建設専門官	90	
9	基幹	建設技術(係長)	R7.9.5	コンプライアンス・公文書管理・情報公開 (※班別討議により実施)	適正業務管理官等	60	22
10	実践	行政情報システム運用管理	R7.5.16	行政情報システムについて	企画部 情報通信技術課 システム運営係長	50	53
11	実践	ハラスメント相談員	R7.5.21	ハラスメントについて	外部講師	210	87
12	実践	契約事務管理	R7.9.18	コンプライアンス及び講評	契約課長	30	14
13	実践	情報公開・個人情報保護	R7.9.11	個人情報保護法	総務部 総務課 建設専門官	70	73
14	基礎	情報セキュリティ	R7.6.16	情報セキュリティ基礎	企画部 情報通信技術課 電気通信管理主査	60	38
15	-	用地マネジメントセミナー	R7.9.8	コンプライアンス	適正業務管理官	30	21
			R7.9.8	公文書管理	総務部 総務課 課長補佐	20	
15研修 24講義							1048

令和7年度において本局各部が実施した会議等におけるコンプライアンス講義等の実施状況

No.	実施日	会議名等	主な対象者	参加人数	実施者(講師)	備考
1	R7.4.18	副所長・総務課長会議	副所長 総務課長	209	適正業務管理官	「令和7年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画」
2	R7.4.23	用地担当管理者会議	用地担当課長	91	適正業務管理官	「関東地方整備局におけるコンプライアンス構成等」
3	R7.6.13	経理担当課長等会議	経理担当課長	76	適正業務管理官	「コンプライアンスについて」
4	R8.3.19	経理・契約実務講習会	会計・契約 事務初任者		適正業務管理官	「発注者綱紀保持について」
計				376		

令和7年度 関東地方整備局コンプライアンス週間 実施結果報告

別紙9-1

実施期間: 令和7年6月2日(月)～6月6日(金)

今年度の「関東地方整備局コンプライアンス週間」においては、職員が個々に各取組項目にアクセスするよう工夫し、自主的に実施されることを図った。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導【別紙】

- ・各職員の行政パソコンログイン時に、週間の趣旨と各種取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示。
- ・各部署からメールでお知らせ及びリンク先URLの送付。

2. コンプライアンス指導者による意見交換会(対面＋Web形式)

- ・コンプライアンス指導者(19名)が、今年度のコンプライアンスの取組や指導者の具体的な役割について意見交換を実施。

3. 外部講師による講習会の実施(Web形式)

- ・外部講師(北海道開発局事業振興部調整官(前 同局首席監察官))による講習会を、Microsoft Teams の同時配信により実施。
- ・録画映像及び講義テキストをイントラに掲載し、後日、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。

4. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

- ・情報管理を含め、身近なものを設問として用意。
- ・設問、回答フォームにMicrosoft Formsを活用し、結果(正答率)は本局で集計。
- ・所属毎にFromを分け、各総務担当者がリアルタイムに実施状況を把握し、未実施者へのフォローアップがしやすいように工夫。
- ・解説、正答率をイントラに掲載。

5. コンプライアンスに関する映像視聴

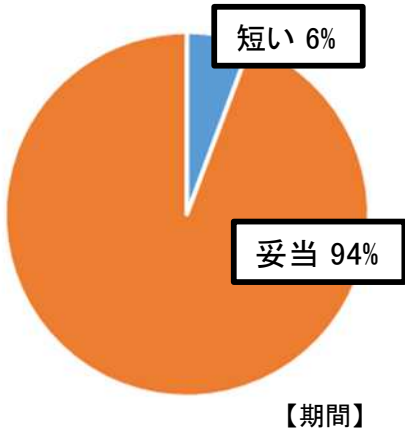
- ・映像はイントラに掲載し、職員の都合の良い時間に視聴できることとした。
- ・過去放映動画については、未視聴者による視聴を推奨することとした。

6. コンプライアンス週間取組に関するフォローアップ

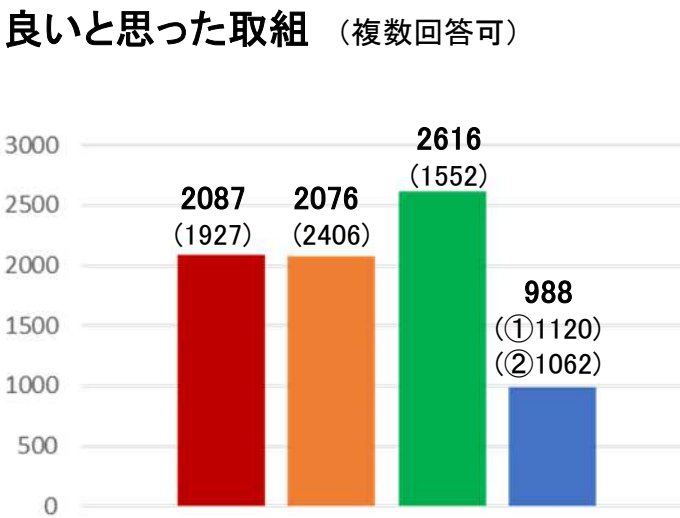
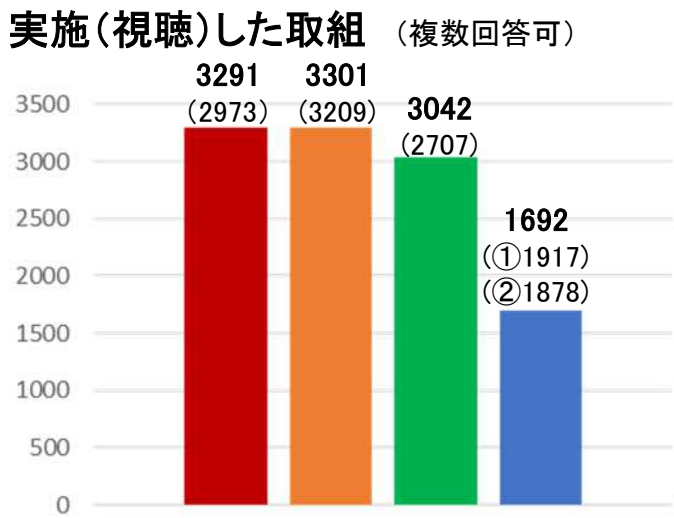
- ・コンプライアンス週間の取組について、Microsoft Formsにて実施報告。
- ・所属毎にFromを分け、各総務担当者がリアルタイムに実施状況を把握し、発注者綱紀保持に関する自己点検と合わせ、未実施者へのフォローアップがしやすいように工夫。

1. 週間の設定時期及び期間について

- ・時期、期間長さとも現状が妥当。
(第1四半期が良い。4, 5月は余裕がない。)
- ・週間終了とともに関心が薄れてしまう現状があり、
月間としても良いのではないか
- ・講習会や教材映像は後日視聴できるので、
週間としては1週間が妥当。



2. 各種取組について(回答数 3, 948(3,603)件) ※括弧内はR6アンケート回答数



凡例

- ポップアップメッセージの確認
- 発注者綱紀保持に関する自己点検を実施
- 講習会視聴「北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について」
- コンプライアンスに関する映像視聴

取組	良かった点	悪かった点、改善が必要な点
取組へのリンクを掲載したポップアップ画面表示による周知	・毎日目に入るので忘れずに済む。 ・画面の内容が変わって良かった。	・PCに負荷がかかり処理速度が落ちる。
発注者綱紀保持に関する自己点検	・実際にある状況なので参考になった。 ・自分の理解していない部分を再確認できた。 ・業務の合間に短時間で実施できる。	・その業務に携わっていないと難しい用語があった。
講習会「テーマ:北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について」	・実例に基づく具体的な内容なのが良かった。 ・他人事でないと思った。 ・講師の説明がわかりやすい。	
コンプライアンスに関する映像視聴	・短い数本ものだったので、受講しやすかった。 ・過去に見たものでもより理解が深まる。 ・自己都合で視聴できる。	・以前視聴したものばかりで新鮮味がない。

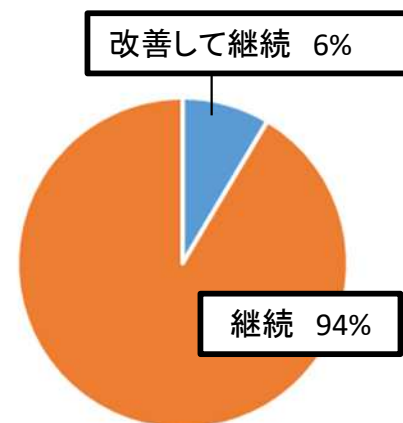
3. 来年度以降の取組継続について

【肯定的な意見・理由】

- ・ 繰り返し行うことに意味がある。
- ・ コンプライアンスについての意識づけに効果的である。
- ・ 定期的にコンプライアンスを考える機会が必要。

【改善についての意見・理由】

- ・ やることが多い。厳選が必要。



【取組継続の是非】

4. その他(コンプライアンス週間について 自由記述)

【内容について】

- ・ 事例に関する講習会は好評。マンネリ化防止にも良い。
- ・ 知っていたつもりのコンプライアンスに関する知識、それに対する認識を改めて見直す良い機会となった。
- ・ 実施する職員の負担もあるので、内容を絞るべき。

【取組について】

- ・ 注意喚起や再認識を促すため、継続した方が良い。
- ・ 既知の事実であっても、定期的に勉強することは意味がある。
- ・ コンプライアンスに関する啓発、知識の習熟はやってやり過ぎるということはないと思う。
- ・ 必要なのはわかるが、形骸化している。

【実施方法等について】

- ・ フォームズ活用によるフォローアップが効果的だった。
- ・ 実施時間に他業務が重なったため、録画視聴はありがたい。
- ・ 依頼しても時間をとってもらえない人をどう巻き込むかが課題。
- ・ もう少し効率良くできるよう、模索して欲しい。

1. コンプライアンス週間の周知及び取組への誘導

行政PCポップアップ

6月2日から6日までは
コンプライアンス週間です

コンプライアンス週間

皆さまの画面に1週間
おじゃまします!!

やってみよう!! 発注者綱紀保持セルフチェック

■セルフチェック(10問)【Microsoft Forms】

リンク先から**自身の所属名をクリック**してご回答ください。

回答は1人1回です。(コンプライアンス週間最終日に設問と解説をイントラへ掲載します。)

ぜひご覧ください!! コンプライアンス講習会

6月4日(水) 15:00~16:00

内容: 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について

講師: 北海道開発局 事業振興部 調整官 佐藤 久泰氏 (前 同局 首席監察官)

■[こちら](#)からご聴講ください。

(講義テキストは[こちらからダウンロード](#)してください。)

各部署から所属職員へのメール

6/2(月)~6/6(金)は、令和7年度関東地方整備局コンプライアンス週間です。
職員の皆様は以下の取組を実施し、コンプライアンスの意識向上を図ってください。

1. コンプライアンス講習会

日時: 6月4日(水) 15:00~16:00
 内容: 北海道横断自動車道建設工事に係る不適正事案について
 講師: 北海道開発局 事業振興部 調整官 佐藤 久泰氏 (前 同局 首席監察官)
 対象: 全職員 (期間業務職員を含む)
 方法: オンライン形式 (同時配信)

[🏠コンプライアンス講習会🏠](#)

※後日、録画映像をイントラに掲載予定です。掲載後、改めてお知らせします。

2. 発注者綱紀保持に関する自己点検の実施

内容: 発注者綱紀保持セルフチェック
 対象: 全職員 (期間業務職員を含む)
 方法: Microsoft Formsにより以下リンクから実施 (該当する所属名をクリック)

[☆発注者綱紀保持セルフチェック☆](#)

「コンプライアンスの日」実施状況

毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」として設定。

簡易セルフチェックの実施や不祥事等事例の紹介を行い、職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図った。

「コンプライアンスの日」の周知及び取組への誘導

行政PCポップアップ

毎月初めの勤務日は
コンプライアンスの日です
(今月は5日)

コンプライアンスの日

皆さまの画面に3日間
おじゃまします!!

12月のセルフチェック
実施率は3.3%でした。

やってみよう!! 今月のセルフチェック

■簡易セルフチェック(2問)【Microsoft Forms】

注意しましょう!! 不祥事事例

■公務員の不祥事等事例※(12月分)【Excel】

※著作権への配慮のため、概要を掲載しています。掲載している記事のリンクが時間の経過により切れる可能性がありますので、予めご了承ください。

今月のお知らせ

新年あけましておめでとうございます。
今年も基本的なルールをしっかりと守り、健康に留意して充実した1年にしましょう!

関東地方整備局コンプライアンス推進本部
〔事務局：適正業務管理官室〕

各部署担当者へのお知らせ(メール)

【お知らせ(適正業務管理官室)】本日は「コンプライアンスの日」です

毎月初めの勤務日(今月は1日)を「コンプライアンスの日」とし、
簡易セルフチェックや公務員の不祥事等事例をポップアップ等で掲載しています。

※ポップアップは3日間掲載しているほか、イントラにも掲載しております。

理解度向上を目指した取組として、先月より過去の出題で正答率が低かった設問等に関する補足説明も掲載しています。

【新規掲載】R7.7 ★補足説明★政治的行為の制限(国家公務員法第102条)

また、11月分の不祥事等事例においては、自転車の酒気帯び運転に関する事案が複数見られました。
セルフチェック(問1)でも取り上げておりますが、
各所属における注意喚起の機会として適宜活用していただければと思います。

イントラネットへの掲載

①トップページ(新着情報)

新着情報

適正官室 ・ 「コンプライアンスの日」を更新しました [適正業務管理官室・3/2]

②「コンプライアンスの日」ページ

○簡易セルフチェック(2問)【Microsoft Forms】

NEW

R8年3月

テーマ 【問1】

【問2】

人事異動情報の取扱い

個人的なSNSでの発信

※過去のセルフチェックはこちら↓

※正答率はR8.3.2現在

テーマ・正答率

R8年2月

R8年1月

R7年12月

R7年11月

R7年10月

R7年9月

R7年8月

R7年7月

R7年6月

R7年5月

R7年4月

【問1】		【問2】	
兼業(不用品の転売)	93%	「パワー・ハラスメント」の該当有無	98%
業務外でのインターネット閲覧	98%	退勤・出張時のPCシャットダウン	98%
自転車の飲酒運転	99%	Web会議案内メールの送信	97%
「セクシャル・ハラスメント」の該当有無	99%	行政文書メール送信時の措置	99%
利害関係者からの利益供与(タクシー利用)	86%	行政文書発送時の措置	92%

★補足説明★出張でタクシーを利用する場合(旅費支給の有無)

利害関係者とのゴルフ・旅行	87%	自転車の飲酒運転	99%
共用空間での秘密情報の取扱	99%	官携帯紛失後の対応	99%
政治的行為の制限	53%	官貸与PCの無料ネットワー	94%

★補足説明★政治的行為の制限(国家公務員法第102条)

「パワー・ハラスメント」の兼業(Youtubeライブ配信での報酬)	94%	モバイルPCの取扱い	91%
	50%	執務室での秘密情報の取扱い	99%

★補足説明★繰り返される場合等、兼業に該当するか?

個人的なSNSでの発信	94%	「利害関係者」の範囲	96%
-------------	-----	------------	-----

○公務員の不祥事等事例【Excel】

※著作権への配慮のため、概要を掲載しています。

なお、掲載している記事のリンクが時間の経過により切れる可能性がありますので、予めご了承ください。

理解度の向上を目指し、正答率が低い設問等について、補足説明を追加。
イントラ掲載及び講習会等で説明。

《セルフチェック問題 解説補足》

国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

機密性2情報 20251201 開設適業 説明資料 1年

7月 コンプライアンスの日 簡易セルフチェック No1

ある議員が主催する地元住民説明会で、自分が担当する政策について講師として説明するよう依頼を受けたが、そのような場で説明することは政治的行為の制限違反に該当しない。



正解 ○（正答率53%）

行政の政策について説明するというだけであれば、政治的行為の制限の対象となりません。ただし、説明会の場で特定の政党等を支持・反対するような言動をしないよう注意が必要です。

補足

政治的行為の制限(国家公務員法第102条)

職員は、政党又は政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

国家公務員は、国民全体の奉仕者として、政治的に中立な立場を維持することが必要で、一定の政治的行為が禁止・制限されています。

- ◆**政治的目的を持って行われる政治的行為**が制限される。
- ◆意見や文書そのものが政治的目的を持つ場合や、政党の結成や役員への就任など**特定の政党を支持する目的を当然有するとされる政治的行為**については、その行為自体が制限される。

*この規定に違反し政治的行為を行った場合、刑事罰が科されることがあります。

『義務違反防止ハンドブック』人事院 より引用

人事院規則 14—7(政治的行為)

以下のような「政治的目的」を持って行う「政治的行為」を制限

政治的目的(例)

- ・公職の選挙での特定候補者の支持・反対
- ・特定政党の支持・反対
- ・特定の内閣の支持・反対
- ・政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張・反対
- ・国の機関等で決定した政策の実施の妨害

政治的行為(例)

<政治的目的のためにする行為>

- ・職名・職権等の公私の影響力利用
- ・賦課金・寄附金等の要求・受領又はこれらの行為への関与
- ・公職の選挙での投票勧誘運動
- ・署名運動の企画・主宰等
- ・示威運動の企画・指導等
- ・国の庁舎・施設等の利用

<政治的目的を有する意見、文書に関する行為>

- ・多数人の前で政治的目的を有する意見を述べる
- ・政治的目的を有する文書・図画の発行・配布、著作・編集

<当然政治的目的を持つと考えられる行為>

- ・政治的団体の役員等となること
- ・特定の政党の構成員となるよう勧誘運動を行うこと
- ・政党の機関誌等の発行・配布

※ 詳細については、P.25の法令関係のQRコード・URLから、人事院規則 14—7を参照